令和6年 第2回

戸田市教育委員会定例会

令和6年2月15日 戸田市教育委員会

第2回教育委員会(定例会)次第

1	開会			
2	前回の会議	議録の承認		
3	教育委員扱	是案 別添	資料	1のとおり
4	報告事項	別添	資料	2のとおり
5	議事			ページ
	(1)議案			
i	議案第5号	令和6年度	当初戸田	日市立小・中学校教職員の人事異動(案)について
		【秘密会】	• • • • • •	・・・・・・・・・(資料は当日配布)
ì	議案第6号	「戸田市立	小・中等	学校職員服務規程の一部を改正する訓令(案)」について・・・・・・1
i	議案第7号	令和5年度	戸田市教	牧育委員会表彰について【秘密会】・・・・・・・・・・17
ì	議案第8号	戸田市立図	書館条例	別施行規則の一部を改正する規則(案)及び戸田市立図書館の
		図書館資料	に係る和	利用の制限に関する要綱(案)について・・・・・・・・・・・・42
6	その他			
	(1)次回0	D教育委員会	の日程((案)
	令和6年	F3月21日	(木)台	F後1時30分~
	(2) そのft	<u>t</u>		
7	閉会			

戸田市立小・中学校職員服務規程の一部改正について

1 改正の理由

地方公務員法(昭和25年法律第261号)第26条の3の規定により高齢者部分休業が導入され、それに伴い職員の高齢者部分休業に関する条例(令和4年埼玉県条例第30号)が施行されたため。

2 改正の概要等

- (1) 高齢者部分休業の承認等に係る規定の整備及び様式等の追加
- (2) その他規定の整備
- 3 施行期日 令和6年4月1日から施行する。
- 4 その他 制度内容については、別紙参照

埼玉県マスコット 「コバトン」

制度の趣旨

● 定年の引上げに伴い、加齢に伴う諸事情やボランティア活動等地域活動への参加などの理由により、 定年前に勤務時間を短くすることを希望する(または退職する)高齢層職員がこれまで以上に増加する ことが見込まれるため、これらの高齢層職員が、定年まで活躍できる環境整備が必要になります。

● そこで、高齢期の職員の多様な働き方のニーズに応えるための選択肢の一つとして、 完在の引しばに合われて、高齢者報入仕業制度を導入しました。

定年の引上げに合わせて、高齢者部分休業制度を導入しました。

取得可能時期

- 高齢者部分休業は定年の引上げ に伴う継続勤務中に取得可能な制 度です。
- 段階的引上げ期間中を含めた取得可能時期は右表における枠内となります。

· · · 取得可能時期

該当する職員	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	
吹コッの概点	61歳定年		62歳定年		63歳定年		64歳	定年	65歳定年		Ŧ	
S38.4.2~S39.4.1	CO	定年		暫定再	再任用							
(R5年度末60歳)	60	61	62	63	64	65						
S39.4.2~S40.4.1	59	60	61	61 定年		ず定再任	ij.					
(R5年度末59歳)	59	00	01	62	63	64	65					
S40.4.2~S41.4.1	58	59	60	60 61	62	定年	暫定再	再任用				
(R5年度末58歳)	50	39	00	01	02	63	64	65				
S41.4.2~S42.4.1	57	58	59	60	61	62	63	定年	暫再			
(R5年度末57歳)	31	56	59	00	01	02	03	64	65			
S42.4.2~S43.4.1	56	57	58	59	60	61	62	63	64	定年		
(R5年度末56歳)	50	31	56	59	00	01	02	03	04	65		
S43.4.2~S44.4.1	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	定年	
(R5年度末55歳)	55	30	31	50	33	00	01	UZ	03	04	65	

- ① 60歳に達した日後の最初の4月1日から定年退職日まで取得可能
- ② 年度ごとに意向を把握
- ③ <u>フルタイム勤務への復帰が可能</u>

◎ 定年が段階的に63歳まで引き上げられた時点のイメージ

٩	<u> </u>	2007 100 100 100 100 100 100 100 100 100				
	60歳	61歳	6 2 歳	6 3 歳		
	申請	高齢者部分休業を取得	取得しない(フルタイム勤務)		暫	
埼玉県教	改育局 小中人事課·	教職員課・福利課 「60歳以降の働き方	について」一部抜粋 申請	高齢者部分休業を取得	• 9	

- ・フルタイム勤務
- 短時間勤務

内容

対象職員 (取得可能年齢)

60歳に達した職員

取得の申請

原則として前年度に申請

承認の要件

職員が申請した場合において、校務の運営に支障が ないと認めるとき (申請があった場合、原則として承認する)

取得可能時期

60歳に達した日後の4月1日から、定年退職日までの間(年度単位で承認)

勤務パターン

次に掲げるいずれかの勤務形態

- 1週20時間15分
- ②週28時間45分
- ③週33時間45分

※従来の部分休業とは異なり、承認された休業時間について、日ごとに取消し又は短縮することは認められません。(ただし本人からの希望があり、かつ、勤務することがやむを得ないと所属長が認める場合を除く)

給与の取扱い

休業時間に応じて減額して支給

部分休業を取得したときの後補充

全ての勤務形態において後補充に努めます。 後補充については、休業時間・職務内容を勘案し、定数 措置または会計年度任用職員の措置をもって行います。 必要な予算措置について、財政関係部局と調整してまい ります。

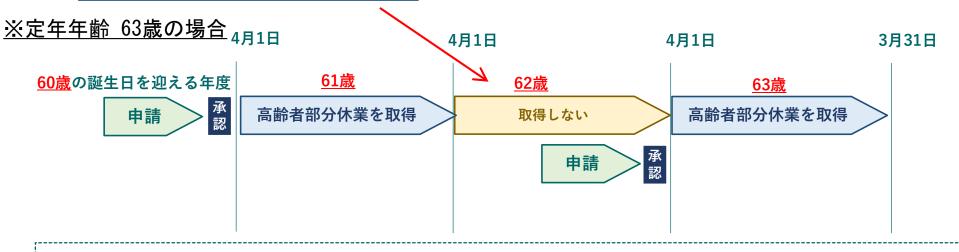


- 高齢者部分休業を取得しようとする教職員は、原則として前年度に校長を通じて市町村教育委員会に申請します。(書類の提出期限は12月末日予定)
- 校長は、業務内容や業務量を考慮の上、必要に応じて所属内の業務分担の変更などを行います。
- 高齢者部分休業の承認は、市町村教育委員会が行います。

高齢者部分休業の取得のイメージ

- ① 60歳に達した日後の最初の4月1日から定年退職日まで取得可能
- ② 年度ごとに意向を把握
- ③ 年度ごとに取得の有無の変更が可能





※従来の部分休業とは異なり、承認された休業時間について、日ごとに取消し又は短縮することは認められません。(ただし本人からの希望があり、かつ、勤務することがやむを得ないと所属長が認める場合を除く)

学校職員の高齢者部分休業の勤務パターン

- 次に掲げるいずれかの勤務形態(勤務パターン)を標準とします。
- いずれかの勤務形態(勤務パターン)の中で、いずれかの曜日及び時間帯に勤務します。
- 週当たりの勤務日数、勤務時間の割振りは、各校種における再任用短時間勤務等の制度と同様の運用とします。
- 次の3パターンで運用することとします。

	週当たり	週当たり	勤務形態			イメージ			後補充		
	休業時間	勤務時間	ション ション・ション・ション・ション・ション・ション・ション・ション・ション・ション・	月	火	水	木	金	教諭等	その他	
A	18時間30分	20時間15分	7時間45分×2日 4時間45分×1日	勤務	勤務	勤務	休業	休業	非常勤講師 週19時間以内	会計年度任用職員 週19時間	
^						休業		FIX	<u>× 1</u>	<u>※ 1</u>	
В	10時間	28時間45分	5時間45分×5日	勤務	勤務	勤務	勤務	勤務	非常勤講師	会計年度任用職員	
			.,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	休業	休業	休業	休業	休業	週10時間以内	週10時間	
С	5時間	33時間45分	6時間45分× 5 日	勤務	勤務	勤務	勤務	勤務	非常勤講師 週5時間以内	会計年度任用職員 週5時間	
				休業	休業	休業	休業	休業			

※1 校種により、同一校2人で休業時間の合計が週38時間になる場合は、定数措置を行い、後補充として 臨時的任用職員1人(週38時間45分)(または非常勤講師2人)を配置とすることができるよう努める。

コバトン&さいたまっち

戸田市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する訓令(案)

戸田市立小・中学校職員服務規程(昭和32年教育委員会訓令第2号)の一部を次のように改正する。

第10条第7項中「第12条第1項第24号」を「第12条第1項第25号」 に改める。

第17条の13を第17条の15とし、第17条の10から第17条の12 までを2条ずつ繰り下げ、第17条の9の次に次の2条を加える。

(高齢者部分休業の承認申請)

- 第17条の10 職員は、地方公務員法第26条の3第1項の規定により高齢者部分休業の承認の申請をしようとするときは、教育長が別に定める日までに、高齢者部分休業承認申請書(第25号様式の2)を教育委員会に提出しなければならない。
- 2 教育委員会は、高齢者部分休業の承認の申請をした職員に対し、当該申請 の内容を確認するため必要があると認める書類の提出を求めることができる。 (高齢者部分休業の変更承認等申請)
- 第17条の11 高齢者部分休業をしている職員は、現に承認を受けている高齢者部分休業の一部を変更し、又は取消しをしようとするときは、あらかじめ高齢者部分休業変更承認等申請書(第25号様式の3)を教育委員会に提出しなければならない。
- 2 前条第2項の規定は、前項に規定する申請について準用する。
 - 第25号様式の次に別記の2様式を加える。
 - 第26号様式中「第17条の10関係」を「第17条の12関係」に改める。
 - 第27号様式中「第17条の11関係」を「第17条の13関係」に改める。
- 第27号様式の2中「第17条の12関係」を「第17条の14関係」に改める。

第27号様式の3中「第17条の13関係」を「第17条の15関係」に改める。

附則

(施行期日)

1 この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際、現に印刷されている改正前の戸田市立小・中学校職

員服務規程に規定する様式は、当分の間、取り繕って使用することができる ものとする。

戸田市立小・中学校職員服務規程新旧対照表

户由币立 小 •甲子 汶 顿	· 具服務規程新旧対照表
改正前	改正後(案)
第1条~第9条 (略)	第1条~第9条 (略)
(休暇)	(休暇)
第10条 (略)	第10条 (略)
$2\sim 6$ (略)	$2\sim6$ (略)
7 職員が、勤務時間等規則第12条第1項第24号に規定する	7 職員が、勤務時間等規則 <u>第12条第1項第25号</u> に規定する
休暇を受けようとするときは、第2項による願い出の際、ボラ	休暇を受けようとするときは、第2項による願い出の際、ボラ
ンティア活動計画書(第9号様式)を添えなければならない。	ンティア活動計画書(第9号様式)を添えなければならない。
8~10 (略)	$8 \sim 1 \ 0$ (略)
第11条~第17条の9 (略)	第11条~第17条の9 (略)
	(高齢者部分休業の承認申請)
	第17条の10 職員は、地方公務員法第26条の3第1項の規
	定により高齢者部分休業の承認の申請をしようとするときは、
	教育長が別に定める日までに、高齢者部分休業承認申請書(第
	25号様式の2)を教育委員会に提出しなければならない。
	2 教育委員会は、高齢者部分休業の承認の申請をした職員に対
	し、当該申請の内容を確認するため必要があると認める書類の
	提出を求めることができる。
	(高齢者部分休業の変更承認等申請)
	第17条の11 高齢者部分休業をしている職員は、現に承認を
	受けている高齢者部分休業の一部を変更し、又は取消しをしよ

改正前	改正後(案)
第17条の10~第17条の13 第18条~第26条 (略) 附 則 (略)	うとするときは、あらかじめ高齢者部分休業変更承認等申請書 (第25号様式の3)を教育委員会に提出しなければならない。 2 前条第2項の規定は、前項に規定する申請について準用する。 第17条の12~第17条の15 (略) 第18条~第26条 (略) 附 則 (略) 附 則 (施行期日) 1 この訓令は、令和6年4月1日から施行する。 (経過措置) 2 この訓令の施行の際、現に印刷されている改正前の戸田市立
	小・中学校職員服務規程に規定する様式は、当分の間、取り繕 って使用することができるものとする。
様式 (略)	様式 (略)

表

高齢者部分休業承認申請書											
			年	月	日						
戸田市教育委員会	様										
		学校名									
		職名									
		氏 名									
次のとおり高齢者語	部分休業の承認を申請します。										
	 年月日から	年	月	日	まで						
1 申請期間 		·									
			,								
(1週間当たり) 	(内訳)								
3 由請理由											
0 小朋经用											
 申請期間 休業時間 (1週間当たり) 事請理由 	時間(内訳			年退職							

- (注) 1 「2 休業時間 (1週間当たり)」欄は、申請しようとする休業時間の内訳 を併記すること。
 - 2 高齢者部分休業の承認の取消しを申請する場合は、裏面に記入し、申請する ことができる。

	職	名			氏	名				
			₹ П	高齢者部分休業の承認の						
受			理		求 を	取 消			11年1月米/-	/ 世
決裁 権者				月日	午	前	午	後	時間数	備考
					時	分から	眊	宇 分から	時間	
				•	時	分まで	賠	芽 分まで	分	
					時	分から	眻	宇 分から	時間	
				•	時	分まで	羘	身 分まで	分	
					時	分から	賠	宇 分から	時間	
				-	時	分まで	眻	身 分まで	分	
					時	分から	眻	宇 分から	時間	
				-	時	分まで	眊	身 分まで	分	
					時	分から	眻		時間	
					時	分まで	羘	身 分まで	分	
					時	分から	眻	宇 分から	時間	
					時	分まで	眊	身 分まで	分	
					時	分から	眻	宇 分から	時間	
					時	分まで	眊	身 分まで	分	
					時	分から	眻	宇 分から	時間	
					時	分まで	眊	身 分まで	分	
					時	分から	賠	宇 分から	時間	
				-	時	分まで	眻	身 分まで	分	
					時	分から	賠	宇 分から	時間	
				-	時	分まで	眊	身 分まで	分	
					時	分から	羘	宇 分から	時間	
					時	分まで	眻	身 分まで	分	
					時	分から	眻		時間	
					時	分まで	眻	身 分まで	分	
					時	分から	賠	宇 分から	時間	
				,	時	分まで	羘	宇 分まで	分	
					時	分から	睰	身 分から	時間	
				,	時	分まで	眻	身 分まで	分	

⁽注) 受理欄の職名等は適宜変更又は増減できること。

高齢者部分休業変更承認等申請書											
						年	月	日			
戸田市教育委員会	様										
					学校名						
					職 名						
					<u>氏 名</u>						
次のとおり高齢者音	次のとおり高齢者部分休業の承認を請求します。										
1 変更・取消しの理由											
2 変更後の期間	年	月	日	から	年	月	日	まで			
3 変更後の 休業時間 (1週間当たり)	時 (内訳	間)					

(注)「3 変更後の休業時間 (1週間当たり)」欄は、変更の承認を申請しようとする 休業時間の内訳を併記すること。

第26号様式(第17条の12関係)

	自己啓発等休業承認申請書												
										年	月	日	
埼玉県教育委員会様													
										•	校 <i>ź</i> ・氏ź	•	
次のとおり自己啓発等休業の 期間の延長 を申請します。													
1申請の区分						及び31 4に記 <i>2</i>)					
	大学	大	学 等	の名	称								
	大学等課程	大	学等0	所有	E地								
	\mathcal{O}	課程	課程(修業年限)								(年)	
	履修	履	修 0)期	間		年	月	日から	年	月	日まで	
2 自己啓発 等休業の内容	玉	活	動	組	織								
711710 2171	際一	活	動国	• 地	」域								
	貢献	活	動	内	容								
	活	活動	国卢	可訓	練		年	月	目から	年	月	日まで	
	動	期間	活動	国浩	吉在		年	月	日から	年	月	日まで	
3申請期間		•			年	月	日カ	16	年	三月		目まで	
4延長の期間					年	月	日カ	15	年	月		目まで	
既に自己啓発 等休業をして いる期間					年	月	日カ	46	年	月		目まで	
5 備 考													

- (注) 1 この申請書には、次の事項を記載した書類を添付すること。
 - ア 大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容及び期間
 - イ アの内容に関する照会先
 - 2 「履修の期間」欄には、大学等課程の履修をしようとする期間を記入すること。
 - 3 「活動組織」欄には、「青年海外協力隊」、「シニア海外ボランティア」、「国連ボランティア」等を記入すること。
 - 4 「国内訓練」欄には、独立行政法人国際協力機構が行う派遣前訓練等の準備行為に参加する期間を記入すること。
 - 5 「5 備考」欄には、以前に自己啓発等休業をしている場合における当該自己啓発等休業の内容(大学等課程の履修又は国際貢献活動の別、休業期間)、自己啓発等休業の期間を延長する場合における当該自己啓発等休業の期間の延長を申請する理由その他任命権者が承認の可否を判断するに当たって必要と思われる事項を記入すること。
 - 6 該当する□には、レ印を記入すること。

第27号様式 (第17条の13関係)

自己啓発等休業状況報告書			
埼玉県教育委員会 様 学 校 名 職名・氏名	年	月	日
次のとおり自己啓発等休業に係る状況について変更が生じたので	報告し	ます。	
1 事由□ 大学等課程の履修又は国際貢献活動を取りやめた。□ 在学している教育施設の課程を休学し、停学にされ、若しくにいる又は参加している奉仕活動の全部若しくは一部を行ってい□ 大学等課程の履修又は国際貢献活動に支障が生じている。		授業を欠	席して
2 報告の事由が発生した日 年 月 日 (大学等課程の休業及び停学の場合は、その終期: 年	月	日まで)	
3 理由			
(分) 数火ナスロルルには、シュナファル			

(注) 該当する□にはレ印を記入すること。

第27号様式の2 (第17条の14関係)

		配偶者	同行休業	(承認申請書				
					4	丰	月	日
	埼玉県教育委員会							
				学校名				
				職名				
				氏 名				
		承	認					
Ł	大のとおり配偶者同行休業	の期間の		を申請します。				
		□ 配偶	者同行体	業(2、3及	び4に記	入)		
1	申請の区分	□期間	の延長	(2、3及び5	に記入)			
2	氏 名							
	職 業							
申								
請	申請時の所属先の名称							
に	(所在地)	()
係	外 国 滞 在 事 由							
る								
配	外国滞在中の所属先の名称							
偶	(所 在 地)	()
者	外国滞在事由の	左	П	пас	Æ	п	пэл	5
	継続する期間	年	月	日から	年	月	日まで	. ·
0	職員及び配偶者の							
3	外国滞在中の住所(居所)							
4	т з на вв	<i>F</i>	П	H . 7 8	F	п	пъг	
4	申 請 期 間	年	月	日から	年	月	日まて	
	77 = 0 441 00	-	п	H .7. >	<i>⊢</i>	п	р.ъ.	
_	延長の期間	年	月	日から	年	月	日まて	
5	既に配偶者同行休業			H) \			— . 1.	
	をしている期間	年	月	日から	年	月	日まて	
_	; /#: +v							
6	備							

- (注) 1 この申請書には、配偶者の外国滞在事由及び外国滞在期間が確認できる書類を添付すること。
 - 2 「3 職員及び配偶者の外国滞在中の住所(居所)」欄は、申請時点で未定の場合には「未定」と記入し、申請期間の初日の前日までに外国滞在中の住所(居所)を定め、届け出ること。
 - 3 「6 備考」欄には、以前に配偶者同行休業をしている場合における当該配偶者同行休業の内容(配偶者の外国滞在事由及び休業期間)、配偶者同行休業の期間を延長する場合における当該配偶者同行休業の期間の延長を申請する理由その他任命権者が承認の可否を判断するに当たって必要と思われる事項を記入すること。
 - 4 該当する□には、レ印を記入すること。

第27号様式の3 (第17条の15関係)

第21万塚八の3(<u>第11末の13関宗</u>)			
配偶者同行休業状況報告書			
	年	月	日
埼玉県教育委員会 様			
学校名 職 名			
氏 名			
次のとおり配偶者同行休業に係る状況について変更が生じたの	ので報告	します。	
1 事由 □ 配偶者が死亡した。 □ 配偶者が職員の配偶者でなくなった。 □ 配偶者と生活を共にしなくなった。 □ 配偶者が外国に滞在しないこととなった。 □ 配偶者が外国に滞在する事由が、職員の配偶者同行休業の	事由に該	当しない	-
し 配偶者が外国に滞在することが見込まれる期間に変更がる (変更後の期間: 年 月 日 ~ □ 職員及び配偶者の外国における住所又は居所に変更があく変更後の住所又は居所:	年	月 日)
2 報告の事由が発生した日 年 月 日			

(注) 該当する□には、レ印を記入すること。

概要書

戸田市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則(案)及び戸田市立図書館の図書館資料に係る利用の制限に関する要綱(案)について

1 改正内容

令和6年3月1日より、以下の内容に対応するため、戸田市立図書館条例施行規則の一部を改正する。

- ・個人番号カードで図書館資料の貸出が行えるようになること
- ・電子申請で図書館手続きを受付すること
- ・学校団体貸出用の貸出券の管理方法を変更すること
- ・資料の劣化によりビデオテープとカセットテープの貸出を廃止すること
- ・館外貸出資料の延滞者に対する利用の制限について明確にすること

併せて改正後の戸田市立図書館条例施行規則(平成30年教育委員会規則第4号。以下「規則」という。)第12条の規定に基づき、館外利用した図書館資料を貸出期間内に返却にしなかった者に対する図書館利用の制限について必要な事項を定めるため要綱を制定する。

詳細は、別添「戸田市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則(案)」、「戸田市立図書館条例施行規則新旧対照表」及び「戸田市立図書館の図書館資料に係る利用の制限に関する要綱(案)」のとおり。

2 改正理由

戸田市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則(案)

(1)第3条関係(職員)

例規・法令名を最初に引用するときは、例規・法令名の後ろに公布年、種別、番号を括弧書きで付す必要があるため。

(2)第9条関係(貸出券)

第1項について、図書館資料の館外利用をする際には、図書館資料貸出申込書を 提出し、貸出券の交付を受けなければならない。 このため、現在は、市内の小学校及び中学校(以下「学校」という。)への団体貸出についても貸出を希望する全学級分について同様の手続きを行い、貸出券を交付している。しかし、団体貸出は、貸出を希望する学級からFAXで申込みを受付した後、図書館側で資料の選定、貸出手続きを行い、巡回車で図書館から学校へ配送していることから、学校が貸出券を使用する機会がない。学校が貸出券を管理する手間や紛失のリスクを考慮し、学校に貸出券を交付するのではなく、図書館側で学校の貸出券を一括管理することを可能するため、ただし書を追加する。

第3項について、個人番号カードに図書館の貸出券として使用できる機能を登録する手続きについて追加する。

第 4 項について、項番を繰り下げるとともに、個人番号カードによる図書館資料の 館外貸出しについて追加する。

第5項から第9項は、第3項の追加による項番の繰り下げ。

第10項について、文中の項番の繰り下げ。

第 11 項について、図書館では、貸出券の有効期間を1年間とし、身分証明書により登録情報の確認を行い、有効期間を更新している。個人番号カードを図書館の貸出券として使用している者については、個人番号カードが持つ証明書の機能により、システム上、個人番号カードの有効性を確認できるようになる。住所等に変更があった場合、証明書は失効となるため、これにより当該利用者の住所等の変更の有無を確認することができる。変更が無いことが確認できたときは、その確認をした日から自動的に1年間有効期間を更新できるよう改正する。

第12項について、個人番号カードについて追加する。

(3)第9条の2関係(電子申請による特例)

令和6年3月から戸田市スマート申請システム(以下「システム」という。)で新規登録や住所変更などの図書館手続きを受付するにあたり、システムから申請した利用者に対しては、貸出券の現物ではなく、貸出券番号及びパスワードのみ交付する。利用者は、交付された貸出券番号及びパスワードを用いて自身の持つスマートフォン等で図書館ホームページにログインすることで、画面上に貸出券番号のバーコードを表示することができ、図書館資料の貸出などのサービスを受けることができる。これに対応するため追加する。

(3)第10条関係(貸出数量及び貸出期間)

第10条第1項について、現在図書館で所蔵しているビデオテープおよびカセットテープの劣化が著しいことから、館外貸出しを廃止する。これに伴い、表中の「カセットテープ」を削る。

(4)第12条関係(図書館資料の利用の停止)

館外利用した図書館資料を貸出期間内に返却しなかったものに対して行う図書館資料の利用制限について別途要綱を定め、明確にするため追加する。

(5)第34条関係(指定管理者による管理)

第9条の項追加に合わせ、改める。また、語句の修正を行う。

(5)様式の変更

·第2号様式

貸出券(裏面)の戸田公園駅前配本所の所在地について修正する。

戸田市立図書館の図書館資料に係る利用の制限に関する要綱(案)

改正前の規則に基づき、図書館では、1日以上延滞した場合は延滞資料の貸出期間延長の停止、30日以上延滞した場合は館外貸出の停止を行っている。

しかし、実際の業務においてはこれに加え、1日以上延滞した場合は予約の新規受付及び貸出券の再発行、30日以上延滞した場合は貸出券の有効期間の更新を制限している。

延滞者に対しては、随時および定期的に督促を行っているところであるが、督促に加えて利用の制限をかけることで貸出期間内の返却を促している。これらの制限については内規に基づき実施しているものであるが、制限の根拠として対外的に認知されていないことから、今般、要綱として規定するものである。

3 施行日

規則 令和6年3月1日

要綱 令和6年3月1日

戸田市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則(案)

戸田市立図書館条例施行規則(平成30年教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「戸田市行政組織規則」の次に「(平成17年規則第7号)」を加える。

第9条第1項に次のただし書を加える。

ただし、教育委員会が特に認めたものについては、この限りでない。

第9条第10項中「貸出券を」を「貸出券(第3項の規定により貸出券の機能が登録された個人番号カードを含む。)を」に改め、同項を同条第12項とし、同項の前に次の1項を加える。

1 1 第 8 項及び第 9 項の規定にかかわらず、教育委員会は、第 3 項の規定により貸出券の機能が登録された個人番号カードを所持する者に対して、申込書の記載内容に変更が無いことを確認できたときは、確認できた日から 1 年間有効期間を更新するものとする。

第9条第9項中「第6項」を「第7項」に、「第7項ただし書」を「第8項 ただし書」に改め、同項を同条第10項とし、同条中第8項を第9項とし、第 4項から第7項までを1項ずつ繰り下げ、同条第3項中「貸出券」の次に「又 は第3項の規定により貸出券の機能が登録された個人番号カード」を加え、同 項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項の規定により貸出券の交付を受けた場合において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードに図書館の貸出券として使用できる機能を登録しようとする者は、教育委員会に申し出ることにより、当該機能の登録を受けなければならない。

第9条の次に次の1条を加える。

(電子申請による特例)

第9条の2 前条第1項の規定にかかわらず、図書館資料の館外利用をしようとするものが、申込書の記載事項を、スマート申請システムにより教育委員会に申請し、かつ、貸出券の情報を電子計算機の映像面に表示できるときは、当該電子計算機の映像面を貸出券の代替とすることができる。この場合において、当該電子計算機の映像面による図書館資料の利用等については、貸出券による図書館資料の利用等の例による。

第10条第1項の表中「・カセットテープ」を削る。

第12条の見出し中「館外利用」を「図書館資料の利用」に改め、同条中「ものに対し」の次に「、別に定めるところにより」を加え、「の館外利用」を「の利用」に改める。

第34条中「第4項、第8項及び第10項各号列記以外の部分」を「第3項、 第5項、第9項、第11項及び第12項各号列記以外の部分」に、「並びに第 22条」を「及び第22条」に改める。

第2号様式中「戸田市本町4丁目11番15号」を「戸田市本町4丁目15番11号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に印刷されている改正前の第2号様式については、 当分の間取り繕って使用することができるものとする。

第1条・第2条 (略)

(職員)

第3条 (略)

- 2 (略)
- 3 主幹、副主幹、主査及び主任の基本的な職務は、戸田市行政 組織規則第13条から第16条までの規定を準用する。

第4条~第8条 (略)

(貸出券)

- 料貸出申込書(第1号様式。以下「申込書」という。)を教育 委員会に提出し、貸出券(第2号様式)の交付を受けなければ ならない。
- (略)

改正後(案)

第1条・第2条 (略)

(職員)

第3条 (略)

- 2 (略)
- 3 主幹、副主幹、主査及び主任の基本的な職務は、戸田市行政 組織規則(平成17年規則第7号)第13条から第16条まで の規定を準用する。

第4条~第8条 (略)

(貸出券)

- 第9条 図書館資料の館外利用をしようとするものは、図書館資|第9条 図書館資料の館外利用をしようとするものは、図書館資 料貸出申込書(第1号様式。以下「申込書」という。)を教育 委員会に提出し、貸出券(第2号様式)の交付を受けなければ ならない。ただし、教育委員会が特に認めたものについては、 この限りでない。
 - 2 (略)
 - 3 第1項の規定により貸出券の交付を受けた場合において、行 政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関 する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する 個人番号カードに図書館の貸出券として使用できる機能を登録 しようとする者は、教育委員会に申し出ることにより、当該機

<u>3</u> 図書館資料の館外利用をするときは、その都度貸出券を提示 しなければならない。

4~8 (略)

9 第6項の規定にかかわらず、第7項ただし書の規定による申請により更新された貸出券の有効期限は、当該更新の決定をした日から1年を経過する日とする。

10 教育委員会は、貸出券の交付を受けた者が次の各号のいず れかに該当するときは、貸出券を無効とすることができる。

(1)~(3) (略)

改正後(案)

能の登録を受けなければならない。

4 図書館資料の館外利用をするときは、その都度貸出券<u>又は第</u> 3項の規定により貸出券の機能が登録された個人番号カードを 提示しなければならない。

5~9 (略)

- 10 第7項の規定にかかわらず、<u>第8項ただし書</u>の規定による申請により更新された貸出券の有効期限は、当該更新の決定をした日から1年を経過する日とする。
- 1 1 第 8 項及び第 9 項の規定にかかわらず、教育委員会は、第 3 項の規定により貸出券の機能が登録された個人番号カードを 所持する者に対して、申込書の記載内容に変更が無いことを確認できたときは、確認できた日から 1 年間有効期間を更新するものとする。
- 12 教育委員会は、貸出券の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、<u>貸出券(第3項の規定により貸出券の機能が登録された個人番号カードを含む。)を</u>無効とすることができる。

(1)~(3) (略)

(電子申請による特例)

第9条の2 前条第1項の規定にかかわらず、図書館資料の館外 利用をしようとするものが、申込書の記載事項を、スマート申

(貸出数量及び貸出期間)

第10条 同時に館外利用できる図書館資料の貸出数量及び貸出 期間は、次のとおりとする。ただし、館長が許可した場合は、 この限りでない。

区分	図書館資料	貸出数量	貸出期間
(略)	(略)	(略)	(略)
団体等	(略)	(略)	(略)
	C D <u>・カセットテープ</u>	10点以内	15日以内

2 (略)

第10条の2・第11条 (略)

(館外利用の停止)

第12条 教育委員会は、館外利用した図書館資料を貸出期間内 に返却しなかったものに対し、一定期間図書館資料<u>の館外利用</u> を停止することができる。

第13条~第33条 (略)

(指定管理者による管理)

改正後(案)

請システムにより教育委員会に申請し、かつ、貸出券の情報を電子計算機の映像面に表示できるときは、当該電子計算機の映像面を貸出券の代替とすることができる。この場合において、当該電子計算機の映像面による図書館資料の利用等については、貸出券による図書館資料の利用等の例による。

(貸出数量及び貸出期間)

第10条 同時に館外利用できる図書館資料の貸出数量及び貸出 期間は、次のとおりとする。ただし、館長が許可した場合は、 この限りでない。

区分	図書館資料	貸出数量	貸出期間
(略)	(略)	(略)	(略)
団体等	(略)	(略)	(略)
	C D	10点以内	1 5 日以内

2 (略)

第10条の2・第11条 (略)

(図書館資料の利用の停止)

第12条 教育委員会は、館外利用した図書館資料を貸出期間内 に返却しなかったものに対し、別に定めるところにより、一定 期間図書館資料<u>の利用</u>を停止することができる。

第13条~第33条 (略)

(指定管理者による管理)

第34条 第4条から第10条の2まで、第12条から第18条まで及び第20条から第23条までの規定は、第31条の規定により図書館の管理に関する業務を行う指定管理者について準用する。この場合において、第4条中「戸田市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が必要と認めたときは」とあるのは「指定管理者は、教育委員会の承認を得て」と、第8条中「館長が」とあるのは「指定管理者が教育委員会の承認を得て」と、第9条第1項、第4項、第8項及び第10項各号列記以外の部分中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第10条及び第10条の2中「館長が」とあるのは「指定管理者が教育委員会の承認を得て」と、第12条、第13条、第16条から第18条まで並びに第22条中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとし、第1号様式から第8号様式までに替わるものを指定管理者が別に定めるものとする。

第35条 (略)

附 則 (略)

改正後(案)

第34条 第4条から第10条の2まで、第12条から第18条 まで及び第20条から第23条までの規定は、第31条の規定 により図書館の管理に関する業務を行う指定管理者について準 用する。この場合において、第4条中「戸田市教育委員会(以 下「教育委員会」という。)が必要と認めたときは」とあるの は「指定管理者は、教育委員会の承認を得て」と、第8条中「館 長が、とあるのは「指定管理者が教育委員会の承認を得て、と、 第9条第1項、第3項、第5項、第9項、第11項及び第12 項各号列記以外の部分中「教育委員会」とあるのは「指定管理 者」と、第10条及び第10条の2中「館長が」とあるのは「指 定管理者が教育委員会の承認を得て」と、第12条、第13条、 第16条から第18条まで及び第22条中「教育委員会」とあ るのは「指定管理者」と読み替えるものとし、第1号様式から 第8号様式までに替わるものを指定管理者が別に定めるものと する。

第35条 (略)

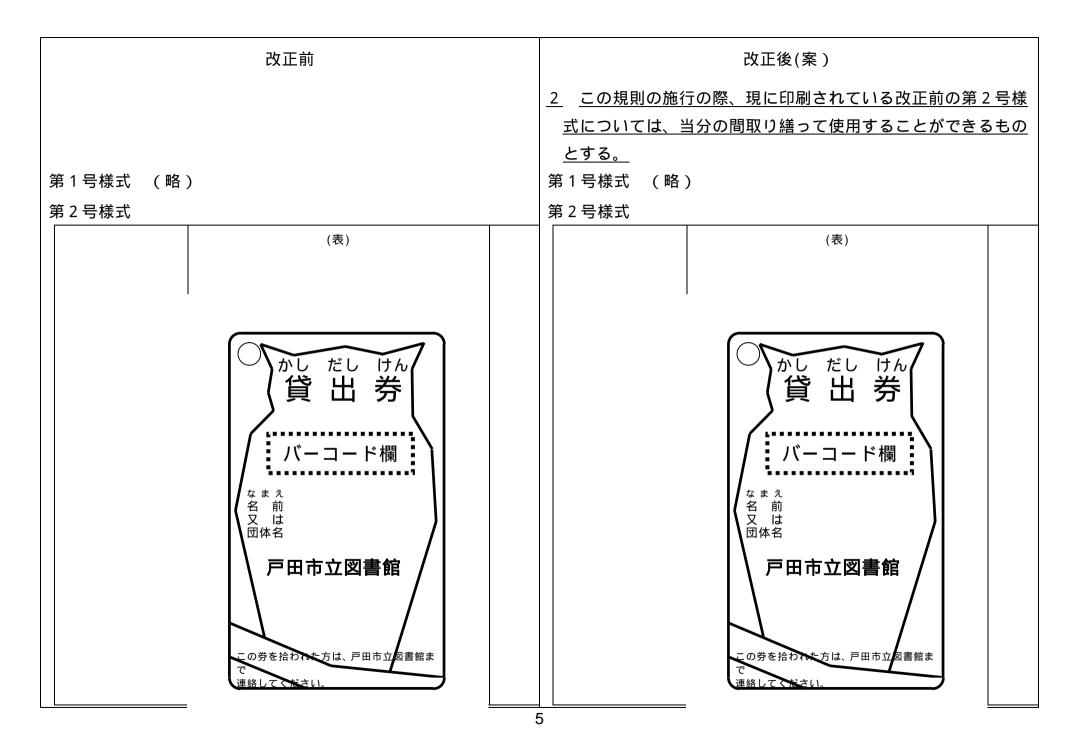
附 則 (略)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年3月1日から施行する。

<u>(経過措置)</u>



改正前					改正後(案)				
	(裏)					(裏)			
	えます。ただし 書館のみです。 この券を他人に でください。 この券を無くし	日市立図書館全館共通で使い、団体については中央図 に貸したり、譲り渡さない いたとき、又は氏名、住所、 ご変更があったときは、速 でください。				えます。ただし 書館のみです。 この券を他人に でください。 この券を無くし	に貸したり、譲り渡さない いたとき、又は氏名、住所、 こ変更があったときは、速		
	中央図書館	戸田市大字新曽1707番地 電 話				中央図書館	戸田市大字新曽1707番地 電 話		
	上戸田分館	戸田市上戸田2丁目21番1号 (上戸田地域交流センター2 階) 電 話				上戸田分館	戸田市上戸田2丁目21番1号 (上戸田地域交流センター2 階) 電 話		
	下戸田分室	戸田市下前1丁目2番20号 (東部福祉センター1階) 電 話				下戸田分室	戸田市下前1丁目2番20号 (東部福祉センター1階) 電 話		
	美 笹 分 室	戸田市美女木5丁目2番地の16 (西部福祉センター2階) 電 話				美 笹 分 室	戸田市美女木5丁目2番地の16 (西部福祉センター2階) 電 話		

改正前	改正後(案)		
下戸田南分室 戸田市川岸2丁目4番8号 (心身障害者福祉センター3階) 階) 電話 戸田市本町4丁目11番15号 (戸田公園駅前行政センター2階) 電話	下戸田南分室 戸田市川岸2丁目4番8号 (心身障害者福祉センター3 階)電話 電話 戸田市本町4丁目15番11号 (戸田公園駅前行政センター2階)電話		
第3号様式~第11号様式(略)	第3号様式~第11号様式(略)		

戸田市立図書館の図書館資料に係る利用の制限に関する要綱(案) (趣旨)

第1条 この要綱は、戸田市立図書館条例施行規則(平成30年教育委員会規則第4号。以下「規則」という。)第12条の規定に基づき、館外利用した図書館資料を貸出期間内に返却しなかった者に対する図書館資料の利用の制限について、必要な事項を定めるものとする。

(利用の制限及び種類)

- 第2条 教育委員会は、図書館資料の貸出しについて、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該利用者に対し、当該各号の定めるところにより図書館資料の利用を制限することができる。
 - (1) 1日以上延滞した場合
 - ア 貸出期間を過ぎた図書館資料の貸出期間を延長すること。
 - イ 新たに図書館資料貸出しの予約を受け付けること。
 - ウ 貸出券を再発行すること。
 - (2) 30日以上延滞した場合
 - ア 新たに図書館資料を貸し出すこと。
 - イ 貸出券の有効期間を更新すること。
 - ウ 規則第9条の2に規定する貸出券の代替えとするものに係る番号を 再通知すること。

(利用停止等の解除)

- 第3条 教育委員会は、前条の規定により、利用の制限をした利用者が次の各 号のいずれかに該当するときは、図書館資料の利用の制限を解除するものと する。
 - (1) 前条各号に掲げる延滞している全ての資料が返却されたとき。ただし、 戸田市立中央図書館等に設置されているブックポストに返却された場合 は、当該ブックポストから当該資料が回収され、図書館において返却処理 がなされたとき。
 - (2) 前条各号に掲げる延滞している全ての資料について、戸田市立図書館条例(昭和58年条例第3号)第7条の規定による賠償がされたとき。

(指定管理者による管理)

第4条 第2条及び前条の規定は、規則第31条の規定により図書館の管理に 関する業務を行う指定管理者について準用する。この場合において、第2条 及び前条中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」に読み替えるものとする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。 附 則

この要綱は、令和6年3月1日から施行する。

3月教育委員会関係【会議】日程表

日	曜日	会議名	内 容	時間	場所	主管課
1	金					
2	土					
3	日					
4	月					
5	火					
6	水					
7	木					
8	金	第5回難聴言語指導教室入級 支援委員会	難聴言語指導教室入級に係る会議	15:30-16:30	教育センター	教育政策室
9	土					
10	日					
11	月					
12	火					
13	水					
14	木					
15	金					
16	土					
17	日					
18	月					
19	火					
20	水					
21	木					
22	金					
23	土					
24	日					
25	月					
26	火					
27	水					
28	木					
29	金					
30	土					
31	日					

3月教育委員会関係【行事·講座等】日程表

日	曜日	会議名	内 容	時 間	場所	主管課
		赤ちゃんおはなし会	絵本の読み聞かせ、手遊び、童謡など。	10:30 ~ 11:00	あいパル2階 和室	生涯学習課
1	金	ととけっこの部屋	親子で一緒にわらべうたで遊び、絵本の読み 聞かせを楽しむ	11:00~11:30	中央図書館 視聴覚室	生涯学習課
		県公立高入学許可候補者発表				
2	±	昔の道具を使ってみよう	薬研、石うすをつかってものをすりつぶす 糸車で糸をつむぐ	10:00 ~ 11:30	郷土博物館	生涯学習課
2		スマホ・パソコン質問コーナー	パソコン・スマートフォン・タブレット等の基本操作などの各種!T相談	9:00~12:00	美笹公民館	生涯学習課
3	日	野鳥を見よう	野鳥を中心に、その時見られるいきものを 観察する	9:00~11:00	彩湖自然 学習センター	生涯学習課
4	月	県公立高等学校入学者選抜追検査				
5	火					
		おはなし玉手箱	絵本の読み聞かせ、紙芝居、おはなしなど	15:30 ~ 16:00	中央図書館 視聴覚室	生涯学習課
6	水	プロから学ぶ珈琲の楽しみ方 講座	自家焙煎珈琲工房まめぞうの店主から珈琲の 産地や種類、焙煎等による味の違いを学ぶ。	10:00 ~ 11:30	美笹公民館	生涯学習課
		県公立高入学許可候補者追検査発表				
7	木	託児サービス	保護者が図書館でゆっくりと本を選んだり、 学習ができるように、保育士が子どもを預かる	9:30~10:20 10:30~11:20 11:30~12:20 のいずれか1回50分	中央図書館 視聴覚室	生涯学習課
8	金	赤ちゃんおはなし会	絵本の読み聞かせ、手遊び、童謡など。	10:30 ~ 11:00	あいパル2階 和室	生涯学習課
		子供映画会	「うさぎとかめ(ディズニー初期アニメ集)」(70分)	10:30 ~ 11:45	中央図書館 視聴覚室	生涯学習課
9	土	おはなし玉手箱	絵本の読み聞かせ、紙芝居、おはなしなど	15:30 ~ 16:00	中央図書館 視聴覚室	生涯学習課
		スマホ・パソコン質問コーナー	パソコン・スマートフォン・タブレット等の基本操作などの各種!T相談	13:00~16:00	下戸田公民館	生涯学習課
10	日					
11	月					
12	火					
13	水	おはなし玉手箱	絵本の読み聞かせ、紙芝居、おはなしなど	15:30 ~ 16:00	中央図書館 視聴覚室	生涯学習課
14	木	託児サービス	保護者が図書館でゆっくりと本を選んだり、 学習ができるように、保育士が子どもを預かる	9:30~10:20 10:30~11:20 11:30~12:20 のいずれか1回50分	中央図書館 視聴覚室	生涯学習課
15	金	みんなでパルるんひろば	前半は絵本の読み聞かせ、手遊び、童謡など。 後半は保護者同士の交流や、保健師への相談 ができます。	10:30 ~ 11:30	あいパル3階 軽体育室	生涯学習課
		中学校卒業証書授与式				
16	土	おはなし玉手箱	絵本の読み聞かせ、紙芝居、おはなしなど	15:30 ~ 16:00	中央図書館 視聴覚室	生涯学習課
47		かみとだおはなし会	絵本の読み聞かせ、紙芝居、おはなし、おりが み工作など	10:30 ~ 11:30	あいパル2階 和室	生涯学習課
17	日	スマホ・パソコン質問コーナー	パソコン・スマートフォン・タブレット等の基本操作などの各種!T相談	13:00~16:00	新曽公民館	生涯学習課

日	曜日	会議名	内 容	時間	場所	主管課
18	月					
19	火					
20	水					
21	木	託児サービス	保護者が図書館でゆっくりと本を選んだり、 学習ができるように、保育士が子どもを預かる	9:30~10:20 10:30~11:20 11:30~12:20 のいずれか1回50分	中央図書館 視聴覚室	生涯学習課
22	金	赤ちゃんおはなし会	絵本の読み聞かせ、手遊び、童謡など。	10:30 ~ 11:00	あいパル2階 和室	生涯学習課
22	金	小学校卒業証書授与式				
23	土	おはなしの部屋	読み聞かせ、昔話などの語り	15:30 ~ 16:00	中央図書館 視聴覚室	生涯学習課
24	日					
25	月					
26	火	絵本の読み聞かせ広場	絵本の読み聞かせ・紙芝居等	10:30 ~ 11:30	下戸田公民館	生涯学習課
26	<i>X</i>	小·中学校修了式				
27	水	おはなし玉手箱	絵本の読み聞かせ、紙芝居、おはなしなど	15:30 ~ 16:00	中央図書館 視聴覚室	生涯学習課
28	木	託児サービス	保護者が図書館でゆっくりと本を選んだり、 学習ができるように、保育士が子どもを預かる	9:30~10:20 10:30~11:20 11:30~12:20 のいずれか1回50分	中央図書館 視聴覚室	生涯学習課
29	金	赤ちゃんおはなし会	絵本の読み聞かせ、手遊び、童謡など。	10:30 ~ 11:00	あいパル2階 和室	生涯学習課
30	土					
31	日					

教育委員提案

令和6年第2回教育委員会(定例会) 令和6年2月15日(木) 戸田市役所3階 教育委員室

1 教育委員提案

^	ページ
記童生徒用タブレット端末と学校トイレの現況及び今後の更新計画について・・・・・・・・・・・・(教育総務課)	••• 1
地域等からの要望への対応と学校運営協議会の取組について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 1 0



令和6年2月 教育委員提案

- 1. 児童生徒用タブレット端末の現況及び今後の更新計画について
- 2. 学校トイレの現況及び今後の更新計画について

戸田市教育委員会事務局 教 育 総 務 課



1 児童生徒用タブレット端末の現況及び今後の更新計画について

児童生徒用端末の現況

〇戸田市の端末配布状況(令和5年度現在)

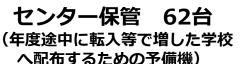
《Chromebook》

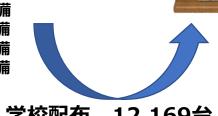


【端末台数】

市内合計 12,231台

※H30に2,000台整備 R01に1,080台整備 R02に7,680台整備 R03に1,471台整備





学校配布 12,169台 (児童生徒用+予備機)

【児童生徒】

全児童生徒に Chromebookを貸与

児童生徒数 11,782人

(令和5年5月1日現在: 特別支援学級の児童生徒含む)

《iPad》 ※特別支援学級用



【端末台数】

市内合計 328台

※H30に80台整備 R01に180台整備 R03に68台整備

センター保管 26台 (年度途中に転入等で増した学校 へ配布するための予備機)



全児童生徒及び 指導者にiPadを貸与

特別支援学級児童生徒数 255人

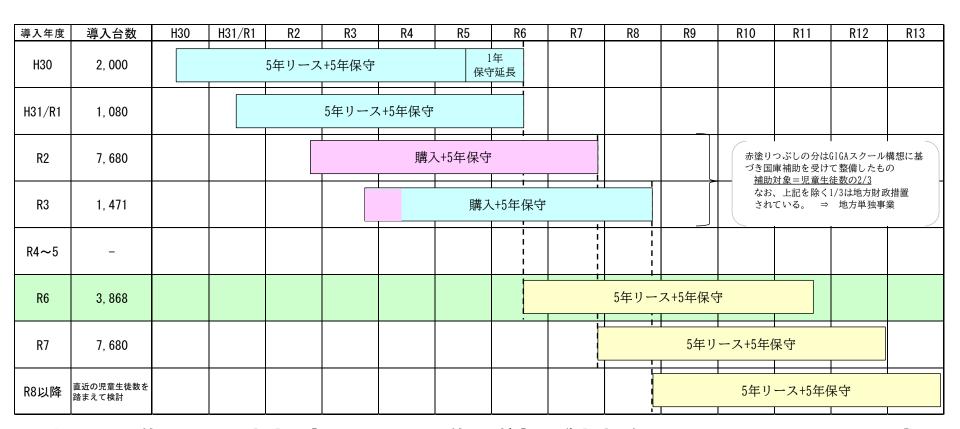
【児童生徒】

(令和5年5月1日現在)

学校配布 302台 (児童生徒用+指導者用)

児童生徒用端末の導入経過と更新計画(Chromebook)

O児童生徒用Chromebookの導入経過と更新計画



・初期に導入した端末(H30、R1導入分)が老朽化していることから、令和6年度に端末の更新を実施する。なお、更新にあたっては導入台数を増加し、予備機として備えることで、学校現場での柔軟な運用や修理待ちで端末が無いという状況を減らしていく。

児童生徒用端末の導入経過と更新計画 (iPad)

O特別支援学級用iPadの導入経過と更新計画

導入年度	導入台数	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
H30	80			5年リース	+5年保守	I		年							
H31/R1	180				5年リース	K+5年保守									
R2	-							1		1					
R3	68						購入	·	ř						
R4~R5	-							 							
R6	334									5年リー	ス+5年保会	ř			
R8以降	直近の児童生徒数を 踏まえて検討											購入or5年	ドリース+5	年保守	

・初期に導入した端末(H30、R1導入分)が老朽化していることから、令和6年度に端末の更新を実施する。なお、更新にあたっては導入台数を増加し、今後開設を予定している芦原小学校の特別支援学級での活用や児童生徒数の増加に備えていく。



2 学校トイレについての現況及び今後の更新計画について

全国の公立学校トイレの現況

O公立学校施設のトイレの洋式化率の状況調査結果

・「学校のトイレ」は昔から子どもたちから、いわゆる5K (=汚い、くさい、暗い、 怖い、壊れてる)と言われる存在で、公立学校でも様々対策が講じられてきた。 近年では生活様式の変化に伴って和便器の利用率の低下が顕著な課題になっており、 全国ではトイレ環境の改善に向けて便器の洋式化への取組が進められている。

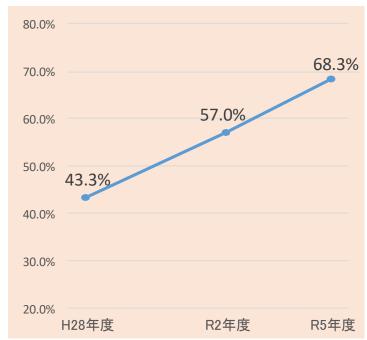
■公立学校施設のトイレ洋式化の状況

△ 1□ □	ب ۸	_ 4	□ ТЕ	-/-
令和5	4 9	нι	口巧	7.1土

节和5年9月1日現在						
	洋便器数 (基)	和便器数 (基)	合計 (基)	洋便器率	R2年調査 (上昇率)	
小中学校※2	905,447	420,891	1,326,338	68.3%	57.0% (+11.3%)	
幼稚園※3	30,871	6,766	37,637	82.0%	75.8% (+6.2%)	
特別支援 学校	43,990	5,750	49,740	88.4%	79.4% (+9.0%)	
合計	980,308	433,407	1,413,715	69.3%	58.3% (+11.0%)	

※バリアフリートイレを含み、男子トイレの小便器は含まない。

■公立小中学校のトイレの洋式化率の推移



戸田市の小中学校トイレの現況

〇市内小・中学校の和洋便器の数と割合

令和6年2月15日現在

	和便器数	洋	便器数 (基)		合 計 (基)	洋式化率
			一般	バリアフリー	(奉)	
小学校 12校	157	604	(567)	(37)	761	79.3%
中学校 6校	174	243	(233)	(10)	417	58.2%
合計	331	847	(800)	(47)	1,178	71.9%

- ・全体の洋式化率71.9%は全国平均の68.3%を僅かに上回っているが、 依然として学校に331基の和便器が残った状況になっている。
- ・中学校に比べて小学校の洋式化率が高くなっているのは平成10年台の後半から各小学校で児童ワークショップによるトイレリニューアル改修を行い、改修対象の洋便器化を行ったことが理由になっている。

8

今後のトイレ改修計画

O市内小中学校のトイレ改修予定(和便器から洋便器へ)

- ・市では令和7年度までに小中学校全ての和便器を改修し、 学校トイレの洋式化率100%を目指している。
- ・また、この改修に併せて各学校の校舎と屋内運動場のそれぞれ1箇所に、 バリアフリートイレも設置していく。(既に設置済みの学校は除く)

■今後の改修スケジュール

年度	対象校	便器数
令和 6 年度	3校 喜沢中、新曽中、笹目中	117 基
令和 7 年度	13校 戸二小、新曽小、美谷本小、笹目小、戸田南小 喜沢小、笹目東小、新曽北小、美女木小、芦原小 戸田中、戸田東中(屋体)、美笹中	202 基

※戸田第一小学校、戸田東小学校は改築工事の中で全て洋式化及びバリアフリートイレ設置済み。 (戸田東小学校のトレーニング用の和便器2基は洋式化の対象外にする。)

地域等からの要望への対応と学校運営協議会の取組について

学務課



地域からの要望例

休日の行事等

内容	教職員の参加	学校施設の貸出
保育・幼稚園の体育的行事	無	有
PTA・子供会祭り等	任意	有
子供会行事(小学校)	任意	無
市民体育祭	有	有
金管クラブ・吹奏楽部の演奏	有	無
地域の防災訓練等	有(管理職)	無

団体等からの出品依頼・その他の要望

出品依頼

内容	団体名等	教職員による取りまとめや選定	学校からの提出
歯と口の健康 図画・ポスター・標語	学校歯科医師会	有	任意
防火ポスター	戸田市消防本部	有	任意
明るい選挙啓発ポスター	戸田市行政委員会	有	任意
緑の絵コンクール	公益財団法人戸田市水と緑の公社	有	任意
郷土を描く児童生徒美術	埼玉県校外教育協会	有	任意

その他

内容

各種団体等からの施設使用の依頼

町会等から行事等への参加、協力要請

保護者・地域からの要望、問い合わせ(登校時刻、安全衛生、放課後・休日の過ごし方等)

○○教育の実施依頼

民間団体、企業等からのビラ、チラシ等の配布要請

学校運営協議会の取組

- ○新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、令和2~4年度までの3年間は、地域の活動についても多くが実施できなかった。今年度は、従来通り実施する地域・行事も多くなってきた。学校運営協議会でも、地域とのよりよい連携について話題に挙げている。
- ○学校・保護者・地域のそれぞれが、子供たちのためにできることを学校運営協議の場で検討→「学校・教師が担う業務に係る3分類」についての熟議





よりよい関係づくり

○自分の立場からの主張

「学校で○○をやってほしい」 「地域で○○について協力して欲しい」



○お互いの状況の理解

「教師の仕事って、授業以外にもこんなにあるんだ」 「地域も人材不足で、行事の運営なども大変なんだな」



○イコールパートナーとして相互に信頼

地域と学校とが、本音を語り合える関係 →子供のよりよい成長と地域全体の活性化のため

コミュニティ・スクール&スクール・コミュニティ

地域と共にある学校づくり

相互実現

学校を核とした地域づくり 【スクール・コミュニティ】

報告事項

令和6年第2回教育委員会(定例会) 令和6年2月15日(木) 戸田市役所3階 教育委員室

1 報告事項

1	令和5年度戸田市教育フェスティバルの実施について・・・・・・・・・・・1 (教育政策室)
2	令和5年度小・中学校児童生徒プレゼンテーション大会の実施について・・・・・・3 (教育政策室)
3	第 76 回優良公民館表彰について(美笹公民館)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
4	視察報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(5)	その他

報告事項

令和5年度戸田市教育フェスティバルの実施について

実施日時:令和6年1月9日(火)

 $1 \ 4 : 1 \ 5 \sim 1 \ 6 : 3 \ 0$

実施会場: オンライン (Zoom)

1 参加人数

教職員	教育 関係者	県・市 議会議員	計
6 4 0 名	3 4 名	1 名	675名

※戸田市長、副市長も現地で参加

〈市外の参加者〉

・自治体教育委員会、学校(埼玉県、宮崎県、岡山県、富山県、古河市、春日井市、津市 横須賀市、守谷市、大府市、玖珠町、その他埼玉県内市町など)

・その他大学など教育関係者

2 内容

講師	グーグル合同会社 Google for Education
「演題」	日本統括 小出 泰久 氏
	「子供を主語にした学びの実現に向けたICT利活用の在
	り方について」

3 その他

戸田市立教育センターを発信会場、教育委員室を関係者用パブリックビュー会場とし、教職員は所属校にてWEB会議システムにより参加した。

- 4 講演の感想の一部(教員アンケートから抜粋)
- ・普段見ることのない、日本の現状の立ち位置や、他国の状況などをデータを通して知ることができ大変勉強になりました。これまでの慣習にとらわれることなく、業務負担のためにより ICT を活用し、こどもたちと接する時間を多くできるよう努めていきたいと感じました。
- ・DX は業務が効率化し楽になるツールであるが、DX=即教育の質の向上ではないということを感じました。楽になり、時間を生み出した現状で教師は教育の質の向上に力を注がなければならないと思いました。今年も頑張ろうと思いました。
- ・ICT を普段から使っている児童や教員。はじめは戸惑いながらも運用してきたが、間違いではなかったんだと少し安心できるお話が多くありました。やはり、共生・協働には Google は欠かせないツールであると再認識できました。御講話いただきありがとうございました。
- ・「変化を許容する心」という言葉が印象的です。せっかく戸田市にいるからこそ受け身になることなく、変化や多様性を許容できるマインドでいたいと思いました。様々な業界の方のお話を聞く機会は、視野を広めるにも大変貴重な機会であると感じます。
- ・ICT の活用について、「教員で使う場面を選択していい」という言葉に救われました。1年目で使い方がよくわからず、焦った場面も多くあったので、無理せず、業務を軽減できるよう上手く使っていこうと思いました。
- ・具体的なビジョンはまだ思い浮かべられていないが、生徒たちの未来がどんどん変わっていく中で、我々も授業を変えていくために授業研究や自己研鑽のための努力を怠ってはいけないと考えることができた。今後も生徒が学ぶ授業ができるよう授業力向上を目指したい。
- ・ 戸田市として取り組んできた事が、大変意味があることであるという再確認ができました。教育のDX化がもたらす利点がわかりやすかったです。 小学校から高校まで、途切れない学び、いつでもどこでも他者と協働しながら学びを深めていけるICT活用を、今度も有効的に活用していこうと思いました。

令和5年度 戸田市小・中学校児童生徒プレゼンテーション大会の実施について

実施日時:令和6年1月27日(土)

 $1\ 3\ :\ 0\ 0\sim 1\ 6\ :\ 3\ 0$

実施会場:戸田市文化会館 大ホール

1 参加人数

学校管理職・	出場児童生徒·	一般児童生徒・	来賓・	1
教職員	保護者	保護者	教育関係者	計
6 4 名	238名	3 5 名	1 4 名	3 5 1 名

※参考:令和元年度(対面実施)は338名

2 内容

(1) 開会 教育長挨拶

(2)発表 小学生の部 中学生の部

- (3) スペシャルデモンストレーション
- (4)審查結果発表
- (5)表彰
- (6)各審査員による講評
- (7) 閉会





3 結果

金賞 笹目小学校「図工の立体作品を壊さずに持ち帰ろう」 新曽中学校「鍵っ子に安全を届ける防災ゲームの提案」

銀賞 喜沢小学校 戸田東中学校

笹目東小学校

銅賞 戸田第一小学校 戸田中学校

新曽小学校 戸田南小学校

4 その他

- ・「Education Weeks」(~2月6日) に市内全教職員が動画を視聴
- ・2月9日(金)~2月29日(木)に限定公開アーカイブ配信 (視聴を希望する戸田市内教職員・保護者・関係者のみ)
- ・金賞 2 校のプレゼンテーション動画を YouTube に掲載

第76回優良公民館表彰 表彰館一覧

最優秀館(1館)

都道府県名	市町村名	公民館·施設名	キャッチフレーズ
11.26.24		あばしりしおほーつく・ぶんかこうりゅうせんたー	Ittellt/it/ At the Little Bay - to lead -
北海道	網走市	網走市オホーツク・文化交流センター	情報技術を活用した地域学の取り組み

優秀館 (6館)

都道府県名	市町村名	公民館·施設名	キャッチフレーズ			
神太川川日		あやせしりつちゅうおうこうみんかん	₩4** \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \			
神奈川県	綾瀬市	綾瀬市立中央公民館	学びと笑顔が集まる公民館 			
**************************************		ひらつかしりつなでしここうみんかん	++.15++/			
神奈川県	平塚市	平塚市立なでしこ公民館				
4=11.ID	`=+m	えいへいじちょうかみしひこうみんかん				
福井県	永平寺町	永平寺町上志比公民館	できることを 1 つずつ つどい・まなび・むすび・つながっていく公民館			
#// EZUE	浜松市	はままつしとみつかきょうどうせんたー				
静岡県		浜松市富塚協働センター※	地域コミュニティの原点は、楽しい時間を共有すること			
	はつかいちしあさはらしみんせんたー 廿日市市浅原市民センター※	+ + + - + - +				
広島県		廿日市市浅原市民センター※	あなたは浅原で何したい? ~あさはらビジョン2023~			
华十月	#\\+	きくちしちゅうおうこうみんかん	[/nn 18 4 18/nn 4			
熊本県	菊池市	菊池市中央公民館	「郷土が人を育み人が郷土を育む文教のまち菊池」〜生涯学習と次世代人づくりの循環〜 			

表彰館一覧 (上記7館含む)

No.	都道府県名	市町村名	公民館・施設名	キャッチフレーズ
,		∕ ⊠±+	あばしりしおほーつく・ぶんかこうりゅうせんたー	(桂却什么大), (五) 上 地 计
1	-1℃/=/ ×	網走市	網走市オホーツク・文化交流センター	情報技術を活用した地域学の取り組み
_	北海道	LIA- T- MT	ぴっぷちょうこうみんかん	ハロペナズロレナナーベル
2		比布町	比布町公民館	公民館を活用したまちづくり
_		=*+	あおもりしとうぶしみんせんたー	
3	= 本口	青森市	青森市東部市民センター	地域の住民が集う市民センターへ
_	青森県		ろっかしょそんりつちゅうおうこうみんかん	
4		六ヶ所村	六ヶ所村立中央公民館	興味から趣味へ、趣味から生きがいとなるきっかけの場、公民館
_		W-7 m-	いわてまちちゅうおうこうみんかん	
5	ш т .п	岩手町	岩手町中央公民館	SDGs岩手町 ひとと文化を大切にする教育のまち
_	岩手県		いちのせきしせんまやしみんせんたー	NAME OF THE PROPERTY OF THE PR
6		一関市	一関市千厩市民センター	健康で笑顔あふれる地域を次世代へ
	秋田県	大館市	おおだてしりつにいだこうみんかん	
7			大館市立二井田公民館	「伝承」「防災」「交流」の地域の拠点
_			ゆりほんじょうしいしざわこうみんかん	1614-7-0 /7 /\ DAD
8		由利本荘市	由利本荘市石沢公民館	地域でつくる公民館
_	.1.77/18	米沢市	よねざわしばんせいこみゅにてぃせんたー	
9	山形県		米沢市万世コミュニティセンター※	「温もりの館 ~ 地区民の顔が見える交流をしよう」
		^ \tau+1/\ -	あいづわかまつしおおとこうみんかん	
10		会津若松市	会津若松市大戸公民館	地域課題解決に寄りそう公民館
	福島県		くにみまちこうみんかん	
11		国見町	国見町公民館	人とのふれあい・集いの場国見町公民館
4.0		1がまと士	いなしきしさくらがわこうみんかん	
12	茨城県	稲敷市	稲敷市桜川公民館	公民館復活!公民館は楽しくてしょうがない
4.0	七十四	⇔ +7 ⇔ +	うつのみやしきよはらしょうがいがくしゅうせんたー	
13	栃木県	宇都宮市	宇都宮市清原生涯学習センター※	わがまち清原を知り、LRTとともに魅力を発信しよう!
		& ☆ ↓↓ →	たてばやししわたらせこうみんかん	
14		館林市	館林市渡瀬公民館	地域みんなで、笑顔あふれる渡瀬公民館
	群馬県		たかさきしたきがわこうみんかん	7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7
15		高崎市	高崎市滝川公民館	音楽のある街 音楽のある公民館

第76回優良公民館表彰 表彰館一覧

No.	都道府県名	市町村名	公民館・施設名	キャッチフレーズ	
16		さいたま市	さいたましりつおおくぼひがしこうみんかん	あなたと共に地域の未来をつくる公民館	
10		C 0 1/2 0 1 1 3	さいたま市立大久保東公民館	のからたこうへにというメントストとうへるとは自	
17		川口市	かわぐちしりつしんごうみなみこうみんかん 川口市立新郷南公民館	ニーズを探求する公民館	
	埼玉県		ふかやしおおよりこうみんかん		
18		深谷市	深谷市大寄公民館	世代間・地域内の交流を深める	
10		=m±	とだしりつみささこうみんかん	いつでも・どこでも! 地域とつながる @美笹公民館	
19		戸田市	戸田市立美笹公民館	いっても・とこでも! 地域とつなかる 迎美世公氏語	
20	千葉県	千葉市	ちはしわかまつこうみんかん	学習を生かした活力あるコミュニティ作り	
			千葉市若松公民館 ぁやせいりつちゅうおうこうみんかん		
21		綾瀬市	綾瀬市立中央公民館	学びと笑顔が集まる公民館	
	***		ひらつかしりつなでしここうみんかん		
22	神奈川県	平塚市	平塚市立なでしこ公民館		
23		相模原市	さがみはらしりつほしがおかこうみんかん	エンパワーメントを生かし合う地域活動を目指して	
23		们沃小小	相模原市立星が丘公民館	エンバノーメントでモガゼロブ地域に対応日間して	
24		三条市	さんじょうしさんじょうひがしこうみんかん		
	新潟県		三条市三条東公民館		
25		佐渡市	佐渡市公民館	学びで拓く トキめき 豊かさ 人づくり	
			とやましりつはやほしこうみんかん		
26		富山市	富山市立速星公民館	まだ知らない?! 1回来てみられ~	
	富山県	611	いみずしかなやまこみゆにていせんたー	A. I. a. t.	
27		射水市	射水市金山コミュニティセンター※		
28		羽咋市	はくいしりつおうちこうみんかん	継続と創造	
20	石川県	22- 5112	羽咋市立邑知公民館	ルビルグLC Ind	
29		白山市	はくさんしりつでじろこうみんかん		
			白山市立出城公民館 えいへいじちょうかみしひこうみんかん		
30		永平寺町	永平寺町上志比公民館	できることを 1 つずつ つどい・まなび・むすび・つながっていく公民館	
	福井県		さかいしひょうごこみゆにていせんたー		
31		坂井市	坂井市兵庫コミュニティセンター	世域は"家族"コミセンは"わが家" 地域性を生かして 住む人みんなが"幸福"に	
22		#-h ±	さくしちゅうおうこうみんかん	フドナななレーフトレーレなつもかの知识に	
32	長野県	佐久市	佐久市中央公民館	子どもを核として人と人とをつなぐ取組み	
33	大口木	小布施町	おぶせまちこうみんかん		
		3 11786. 3	小布施町公民館	- L-Ale J O (A-Bee J This estimate)	
34		郡上市	ぐじょうしわらちいきこうみんかん 郡上市和良地域公民館	地域と関わり、地域で育つ(青少年育成部会の取り組み)	
	岐阜県		えなしたけなみこみゆにていせんたー		
35		恵那市	恵那市武並コミュニティセンター※	地域みんなで武並町の子どもを育てる	
26		>C+/\+	はままつしとみつかきょうどうせんたー		
36		浜松市	浜松市富塚協働センター※	地域コミュニティの原点は、楽しい時間を共有すること	
37	静岡県	静岡市	しずおかしたかべしょうがいがくしゅうこうりゅうかん	人・自然の調和するまち 高部	
57	时间示	타기	静岡市高部生涯学習交流館※	Numana Numana	
38		静岡市	しずおかしおおざとしょうがいがくしゅうせんたー		
			静岡市大里生涯学習センター※ おおぶしりつかんだこうみんかん		
39		大府市	大府市立神田公民館	学びって面白い!	
	愛知県		とよかわしこざかいしょうがいがくしゅうせんたー		
40		豊川市	豊川市小坂井生涯学習センター	世代を超えて愛される施設を目指して	
4.4	ンサカロロ	≠ +□+-	ひこねしいなえちくこうみんかん	Latta Basin Naw	
41	滋賀県	彦根市	彦根市稲枝地区公民館	Let's Begin Now	
42	京都府	宇治市	うじししょうがいがくしゅうせんたー	つながれ ひろがれ まなびの "わ"	
12	הואחורני		宇治市生涯学習センター※	2.00 1 C O DD 1 C 0.00 V 17	

第76回優良公民館表彰 表彰館一覧

第20中中央公民館	No.	都道府県名	市町村名	公民館・施設名	キャッチフレーズ		
資金用 資金用 資金用 技会用 大学化と勝生をつなぎ、未来を創る学びと交流の拠点 多々加である時間交流がある。	13	大阪庁	日塚市		つどい。まかび、純ぶ小兄館		
	73	ンくりスパリン	只场巾		うというなの、他の対反は		
長年期 日本町 日本	44		養父市		 人と文化と郷土をつなぎ、未来を創る学びと交流の拠点		
上部町		兵庫県					
	45	上郡町			オンラインで「つながる」「学べる」センターへ!		
	46	李良旦	天理市				
最取用 最取用 最取前 最取市立明治地区公民館 豊かな自然を活かした地域ぶり 中学生SALON〜ゆる(楽LC繋がらサードプレイス〜 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日	70	八尺禾	八年中	7 - 7 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1	1 2/6/1 0] ARM C OC C 6.5		
最初	47	鳥取県	鳥取市				
日南町 日南町 日南町 日南町 日南町 日南町 日東 日東 日東 日東 日東 日東 日東 日		7.13 p.014					
	48		邑南町		ーー 中学生SALON〜ゆるく楽しく繋がるサードプレイス〜		
須田市 須田市安城まちづりセンター		島根県					
50	49		浜田市		マジで頑張る 安城!		
50 岡山県 奈義町 京義町公民館 つながる公民館! 51 岡山県 瀬戸内市長田田公民館 保護者と地域をつなげる公民館 52 広島市 ごとういきのおけらいたが、広島市町戸公民館 「なん**に残したし木タルと住民のかがやきブロジェクト! 53 広島県 廿日市市浅原市民センター※ あなたは浅原で何したい? ~ あさはらビジョン2023~ 54 田山市 福山市施工業施館※ まちびりボートセンターふしえ 55 屋門市 徳山公民館 ひとり一役・みんなが主役 56 山口県 阿武町 阿武町 阿武町中央公民館 固定化を打破。新たなつながりを目指して! 57 山口市 山口市間地域交流センター※ コながり処点。関地域交流センター 58 徳島県 吉野川市 山がびれたりであかか。 古野川市山域公民館 フながり処点。関地域交流センター 59 産場果 西外市 地域公民館 フながりの所能」を広げ、「和」を深める公民館をめざして 50 産場県 西米市 新居浜市立神郷公民館 アクティブ玉津推進事業 60 産場県 西米市 新居浜市立神郷公民館 大好き!神(かみ)の郷(さど)神郷 61 産売市 第一時間地域で気流があかん カルなでワクワク!学び合い・交流する公民館 62 佐賀県 唐津市 西北の記のと民館 カルなでワクワク!学び合い・交流する公民館 63 長崎県 長崎市 ヨれ公民館 カルなでワクワク!学び合い・交流する公民館 65 大分果 九重町 東飯田公民館 地域と協働して行うびとすび・まちざり」 65 大分県 九重町 東飯田公民館 地域と協働して行うびとすび・まびきの人の経験 66 産児島市 東市東海田公民館 からいまがりまたがあから かかかも手名のできなどの活動を見ます 67 庭児島県 東の東市主はていれんといいいり、 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・							
1	50		奈義町		つながる公民館!		
252 広島市 広島市 大好き 神野 大好き 神野 大好き 神野 大好き 神野 大好き 神野 大好き 大		岡山県					
広島市 広島市 広島市阿戸公民館	51		瀬戸内市	瀬戸内市長船町公民館	保護者と地域をつなげる公民館		
153 広島中 155 15			-1	ひろしましあとこうみんかん			
11日市市 日日市市浅原市民センター※ あなたは浅原で何したい? ~あさはらビジョン2023~ 11日市市浅原市民センター※ 本ではしているからから 本ではしているからから まちづくりサポートセンターふじえ まちづくりサポートセンターふじえ はたいとおうをまごからから 長門市 長門市 長門市 日本ではしているいまごからから 日本ではしているいまごからから 日本ではしているいまごからから 日本ではしているいまごからから 日本ではしているいまごからから 日本ではしているいまごからから 日本野川市山神公民館 日本のがしてきまごからから 日本のが日本がよりまごからから 日本のが日本がよりまごからから 日本のが日本がよりまごからから 日本のが日本がよりまごからから 日本のが日本がよりまごからから 日本のが日本がよりまごからから 日本のが日本がよりまでいからから 日本のが日本がよります。 本のはまいまがよります。 日本のが日本がよります。 日本のが日本が日本のは 日本のが日本が日本のは 日本のは日本が日本のは日本が日本のは日本が日本のは日本が日本のは日本が日本のは日本が日本のは日本が日本のは日本が日本のは日本が日本のは日本が日本のは日本が日本のは日本が日本のは日本が日本のは日本が日本のは日本が日本のは日本が日本のは日本のは日本のは日本のは日本のは日本のは日本のは日本のは日本のは日本のは	52		広島巾	広島市阿戸公民館	"あと"に残したいホタルと住民のかかやきノロジェクト!		
1日 日 10 17 18 18 12 19 7	F 2	六 自旧	4 0++	はつかいちしあさはらしみんせんたー	ナヤナは米原ネターナル 2 ・ナナウビン・2002		
福山市 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日	53	3 広島県 廿日市市		廿日市市浅原市民センター※	めなには浅原で何したい ? ~あさは5ヒジョン2023~		
長門市 長田市 大田市 大田	54		短い士 しまり かんしょう しゅうしゅう しゅうしょう しゅうしゃ しゃく しゃく しゃく しゃく しゃく しゃく しゃく しゃく しゃく し		またづくりせポートセンターふじゃ		
長門市	J+		тшшп	福山市藤江交流館※	よう ハックパ トピング かしん		
10 10 10 10 10 10 10 10	55		長門市		ひとり一役・みんなが主役		
10 10 10 10 10 10 10 10							
10	56	山口県	阿武町				
山口市 山田市 山口市 山田市 山口市 山田市 山口市 山田市 山田							
	57		山口市		つながり拠点 陶地域交流センター		
古野川市山瀬公民館							
西条市 さいじょういたまつごうかんかん 西条市 西条市 西条市 西条市 西条市 西条市 西条市 西条市 大好き! 神 (かみ) の郷 (さと) 神郷 木がら生まれたピュアな里あかんま からしながらからからからから 西子市 西子市 西子市 西子市 西子市 西子市 西子市 西書市肥前公民館 みんなでワクワク! 学び合い・交流する公民館 日津市肥前公民館 大がききしきんかごうみんかん 長崎市三和公民館 大家・地域の和 繋がりを創造する三和 でもしたらからからこかんかん 京郷土が人を育み人が郷土を育む文教のまち菊池」~ 生涯学習と次世代人づくりの循環 本では、またいでは、またいでは、たこうみんかん 九重町東飯田公民館 地域と協働して行う「ひとづくり・まちづくり」 大の書 大の書 本では、またいきんごうみんかん 大の書 たいまルの人とほぼとうみんかん 大の書 本では、またいきんごうみんかん たれもが「主人公」、「つながり」を広げる公民館 からやしこみがこれらいらしんこうかいかん 鹿児島市東桜島公民館 小みかんも一緒に笑い学ぶ公民館 南岳にひろがる和 鹿屋市 西屋市コミュニティセンター吾平振興会館※ 美う楽しみ・学ぶよろこび・活かす吾平振興会館 まう楽しみ・学ぶよろこび・活かす吾平振興会館 まう楽しみ・学ぶよろこび・活かす吾平振興会館 大の書 大の書	58	徳島県	吉野川市		つながりの「輪」を広げ、「和」を深める公民館をめざして		
世界市玉津公氏館							
## 新居浜市 新居浜市立神郷公民館 大好き!神(かみ)の郷(さと)神郷 ## 新居浜市立神郷公民館 ** 大好き!神(かみ)の郷(さと)神郷 ** おおよまいきべのかつどきせんたー 明間地域 プソ)活動センター ** 水から生まれたピュアな里あかんま ** からしひぜんごみんかん ** 唐津市肥前公民館 ** おんなでワクワク!学び合い・交流する公民館 ** およさきんかごみんかん ** 長崎市三和公民館 ** 大分県 ** 東池市 ** 東池市中央公民館 ** 大分県 ** 九重町 ** 東池市中央公民館 ** 大分県 ** 九重町 ** 東池市中央公民館 ** 大分県 ** 九重町 ** 東北市・大のではんだごみんかん ** 東北市・大のではんだごみんかん ** 東北市・大のではんだごみんかん ** 大分県 ** 九重町 ** 東北市・大のでは、このえまちいかしはんだこみんかん ** 大分県 ** 九重町 ** 東北市・大のでは、たごからからから ** 大分県 ** 東北市・大のでは、たごからからから ** 大分県 ** 東北市・大のでは、まらざきしさくらやまちごうみんかん ** 大の時・大のでは、大の時・大のでしましからくらじまごみんかん ** 大の時・大のでしましからとうかんかん ** 大のかんも一緒に笑い学ぶ公民館 南岳にひろがる和 ** 東京楽しみ・学ぶよろごび・活かす吾平振興会館 ** 東京楽しみ・学ぶよろごび・活かす吾平振興会館 ** 東京楽しみ・学ぶよろごび・活かす吾平振興会館 ** 東京楽しみ・学ぶよろごび・活かす吾平振興会館 ** 東京楽しみ・学ぶよろごで・活かす吾平振興会館 ** 東京楽しみ・学ぶよろごで・活かす吾平振興会館 ** 東京楽しみ・学ぶよろごで・活かす吾平振興会館 ** 東京楽しみ・学ぶよろごび・活かす吾平振興会館 ** 東京楽しみ・学ぶよろごで・活かす吾平振興会館 ** 東京楽しみ・学ぶよろごで・大郎のなり目标す ** 東京楽しか・学ぶよろごで・大郎のなり目标す ** 東京楽しか・学ぶよろごで・大郎のなり目标す ** 東京楽しみ・学ぶよろごで・大郎のなり目标す ** 東京楽しか・学ぶよろごで・大郎のなり目标す ** 東京楽しか・学ぶよろごで・大郎のひと目标す ** 東京楽しか・学ぶよろごで・大郎のなり目标す ** 東京楽しか・学ぶよろごで・大郎のなり目标す ** 東京楽しから知识を目标す ** 東京楽しか・学ぶよろごで・大郎のなり目标す ** 東京楽しから、東京なり、東京なり、東京なり、東京なり、東京なり、東京なり、東京なり、東京なり	59		西条市	西条市玉津公民館	アクティブ玉津推進事業		
おからまちいきていかっとうせんた おからまちいきていかっとうせんた 明間地域づくり活動センター 水から生まれたピュアな里あかんま からつしぜんごみんかん 唐津市 からつしぜんごみんかん 唐津市 からつしぜんごみんかん 唐津市 からつしぜんごみんかん 唐津市 からつしぜんごみんかん 長崎市 長崎市 大・家・地域の和 繋がりを創造する三和 でもしたりでうみんかん 「郷土が人を育み人が郷土を育む文教のまち菊池」~ 生涯学習と次世代人づくりの循環 ならしちゅうおこみんかん 東池市中央公民館 で立っえまちひがしはんだこうみんかん 九重町 九重町 大分県 九重町 九重町 大・家・地域と協働して行う「ひとづくり・まちづくり」 たらざきしさくらやまちくごうみんかん 九重町東飯田公民館 地域と協働して行う「ひとづくり・まちづくり」 たれもが「主人公」、「つながり」を広げる公民館 たれもが「主人公」、「つながり」を広げる公民館 かっしましかしさくらじまこうみんかん 虎児島市 鹿児島市 たれもが「主人公」、「つながり」を広げる公民館 かったしましがしさくらじまこうみんかん 鹿児島市東桜島公民館 小みかんも一緒に笑い学ぶ公民館 南岳にひろがる和 作屋市コミュニティセンター吾平振興会館 集う楽しみ・学ぶよろごび・活かす吾平振興会館 ちゃたんちょみはまくこうみんかん 学びも、語名し、後にく信えるコミュニティ体記を目指す		2 100	*	にいはましりつこうざとこうみんかん	1.17.1.14.71.7.2.700.7.11.2.44.700		
西子市 明間地域づくり活動センター 水から生まれたピュアな里あかんま からつしいぜんこうみんかん 唐津市 市舎市 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日	60	変媛県	新居浜市	新居浜市立神郷公民館	大好き! 神(かみ)の郷(さと) 神郷		
15	61		- 本文士	あかんまちいきづくりかつどうせんたー	ナカら生まれたピュアが用ちかくま		
信望 唐津市 唐津市 唐津市 唐津市 唐津市 唐津市 唐津市 唐津市肥前公民館 みんなでワクワク! 学び合い・交流する公民館 おがききしさんわこうみんかん 長崎市三和公民館 人・家・地域の和 繋がりを創造する三和 「郷土が人を育み人が郷土を育む文教のまち菊池」〜 生涯学習と次世代人づくりの循環 7郷土が人を育み人が郷土を育む文教のまち菊池」〜 生涯学習と次世代人づくりの循環 17郷土が人を育み人が郷土を育む文教のまち菊池」〜 生涯学習と次世代人づくりの循環 17郷土が人を育み人が郷土を育む文教のまち菊池」〜 生涯学習と次世代人づくりの循環 17郷土が人を育み人が郷土を育む文教のまち菊池」〜 生涯学習と次世代人づくりの循環 17郷土が人を育み人が郷土を育む文教のまち菊池」〜 生涯学習と次世代人づくりの循環 地域と協働して行う「ひとづくり・まちづくり」 北崎市校山地区公民館 たれもが「主人公」、「つながり」を広げる公民館 たれもが「主人公」、「つながり」を広げる公民館 かでしましいがきぐらじまごみんかん たましまったのもいでいせんたーあいらしんこうかいかん 東のやしこみゆにていせんたーあいらしんこうかいかん 東のやしこみゆにていせんたーあいらしんこうかいかん 東のやしこみゆにていせんたーあいらしんこうかいかん 東のやしこみゆにていせんたーあいらしんこうかいかん 東のやしこみゆにていせんたーあいらしんこうかいかん 東の中にていせんたーあいらしんこうかいかん 東の中にていせんたっあいらしんこうないかん 東の中にていせんたっかいらしんこうないかん 東の中にていせんたっかいらしんこうないかん 東の中にていせんたっかいらしんこうない 東の中にていせんたっかいらしん 東の中にていせんたっかいらしん 東の中にないものでは、	01		[편] 1v111	明間地域づくり活動センター	がかり主なれたとユアな主めがんよ		
	62	佐賀県	唐津市				
63 長崎県 長崎市三和公民館 人・家・地域の和繋がりを創造する三和 64 熊本県 菊池市 表くちしちゅうおうこうみんかん 菊池市中央公民館 「郷土が人を育み人が郷土を育む文教のまち菊池」〜 生涯学習と次世代人づくりの循環 初池市中央公民館 65 大分県 九重町東飯田公民館 地域と協働して行う「ひとづくり・まちづくり」 66 枕崎市 枕崎市桜山地区公民館 だれもが「主人公」、「つながり」を広げる公民館 67 鹿児島市 鹿児島市東桜島公民館 小みかんも一緒に笑い学ぶ公民館 南岳にひろがる和 68 歴席市コミュニティセンター吾平振興会館※ 集う楽しみ・学ぶよろごび・活かす吾平振興会館 69 沖縄県 北会町 ちゃたんちようみはまくごうみんかん 学び・語らい・楽しく集まスコミュニティ体部を見指す	02	江吳八	/ш/+-13		VIVOG COOPER I O LIVE XIIII O DE ENTE		
長崎市三和公民館	63	長崎県	長崎市				
64 熊本県 菊池市 菊池市 菊池市 菊池市中央公民館 「郷土が人を育み人が郷土を育む文教のまち菊池」~ 生涯学習と次世代人づくりの循環				2 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			
大分県 九重町 たいこのえまちひがしはんだこうみんかん 九重町東飯田公民館 地域と協働して行う「ひとづくり・まちづくり」 九重町東飯田公民館 枕崎市 枕崎市 枕崎市桜山地区公民館 だれもが「主人公」、「つながり」を広げる公民館 たれもが「主人公」、「つながり」を広げる公民館 たれもが「主人公」、「つながり」を広げる公民館 たこしましひがしさくらじまこうみんかん 鹿児島市 たこしましひがしさくらじまこうみんかん 鹿児島市東桜島公民館 小みかんも一緒に笑い学ぶ公民館 南岳にひろがる和 鹿屋市 たのやしこみゆにていせんたーあいらしんこうかいかん 鹿屋市コミュニティセンター吾平振興会館※ 集う楽しみ・学ぶよろこび・活かす吾平振興会館 まう楽しみ・学ぶよろこび・活かす吾平振興会館 大き町 大き両 大き町 大き町 大き町 大き町 大き両 大き両 大き町 大き両 大き両	64	熊本県	菊池市				
65 大分県 九重町東飯田公民館 地域と協働して行う「ひとづくり・まちづくり」 66 枕崎市 枕崎市桜山地区公民館 だれもが「主人公」、「つながり」を広げる公民館 67 鹿児島市 かこしましひがしさくらじまごうみんかん 小みかんも一緒に笑い学ぶ公民館 南岳にひろがる和 68 鹿屋市 かのやしこみゅにていせんたーあいらしんごうかいかん 鹿屋市コミュニティセンター吾平振興会館※ 集う楽しみ・学ぶよろこび・活かす吾平振興会館 69 沖縄県 北谷町 学び・語らい・楽しく集えるコミュニティ施設を見指す。				11-1-1-1-1-1-1			
依崎市 株崎市村山地区公民館 だれもが「主人公」、「つながり」を広げる公民館 67 鹿児島県 鹿児島市 かごしましかしさくらじまこうみんかん 小みかんも一緒に笑い学ぶ公民館 南岳にひろがる和 68 鹿屋市 たのやしこみゆにていせんたーあいらしんごうかいかん 鹿屋市コミュニティセンター吾平振興会館※ 集う楽しみ・学ぶよろこび・活かす吾平振興会館 69 沖縄県 は公町 ちゃたんちょうみはまくこうみんかん 学び・語のい楽しく集えるコミュニティ施設を見指す。	65	大分県	九重町		世域と協働して行う「ひとづくり・まちづくり」		
依崎市 枕崎市桜山地区公民館 だれもが「主人公」、「つながり」を広げる公民館 67 鹿児島県 鹿児島市 たごよしひがしきくらじまこうみんかん 小みかんも一緒に笑い学ぶ公民館 南岳にひろがる和 68 鹿屋市 鹿屋市 電屋市コミュニティセンター吾平振興会館※ 集う楽しみ・学ぶよろこび・活かす吾平振興会館 69 沖縄県 水冷町 大会町 大会町							
	66		枕崎市		だれもが「主人公」、「つながり」を広げる公民館		
ただに島中来伎島公氏語		*					
作品 作品 作品 作品 作品 作品 作品 作品	67	鹿児島県	鹿児島市	鹿児島市東桜島公民館	小みかんも一緒に笑い字ぶ公民館 南岳にひろがる和 		
	66		曲 中 +	かのやしこみゅにてぃせんたーあいらしんこうかいかん	年 3 中 1 7 - ヴァトファバ・エム・エム・原の人や		
	68			鹿屋市コミュニティセンター吾平振興会館※	乗フ栄しめ・子かようこい・沽か9		
102 /下幌木 10 丁門	60	油組用	北公町	ちゃたんちょうみはまくこうみんかん	一 ヴァ゙。・洒ら。 ヽ。 溶、 、 / 隹 ラスコミューニ / 塩むた 日 セオ		
北台町美浜区公氏路	09	/ 中心宗	40世型	北谷町美浜区公民館	ナリ・ログバネン、未入るコミューノ1/地球では拍り		

いつでも・どこでも! 地域とつながる @美笹公民館

埼玉県立南稜高等学校連携講座 夏休み子どもチアダンス



オンライン (オンデマンド)戸田の歴史講座

戸田市立美笹公民館(埼玉県)

公民館の沿革・年表

昭和51年 戸田市立西部福祉センター(昭和47年開設・図書室併設)内に複合施設として戸田市立美笹公民館設置

平成20年 施設内に親子ふれあい広場設置

平成26年 2階ロビーに多世代交流ひろば設置

平成31年 ITパソコン相談開始

令和 元年 いいとだスポット (フリーWi-Fi) 設置

令和 4年 オンデマンド併用のハイブリッド講座開始

令和 5年 一部貸室のWi-Fi利用整備

左図·写真の説明など(PRポイントなども可)

県立南稜高等学校連携講座「夏休み子どもチアダンス」 全国大会で活躍する南稜高校のバトントワリング部の生徒か 6チアダンスの技を教わり、最終日には参加者の小学生が音 楽に合わせて踊ることができ、異世代交流に寄与した。

オンライン(オンデマンド)戸田の歴史講座「戸田市域に残る史料等から歴史を学ぶ」

会場での受講とYouTube動画で学ぶオンデマンド配信を併用したハイブリッド講座を、市内公民館で初めて実施した。江戸時代の戸田ヶ原の原風景を講座会場の他、いつでもどこでも学べる機会を提供した。

公民館情報			1.公	民館	対象人口	33	3724人		3.来館者のインターネット接続環境			環境	環境 有線・無線の両方	
公氏	A LV CALINAX			物設計	置年月日	昭和5	1年11月 ⁻	1日	4.来館者のインター	ネット接続晶	是大端	未数	80台	
5.運営主体	7	市町村教育委	員会		指定管理	里者 () 🗆	その他	(
6 艾给老粉	V	学級·講座	658人	V	貸館、サー	-クル活動	12901人	1	講演会、展示会等	234人		合計	40.70	
6.来館者数		その他	0人	()	口削	13,79	13人
7.職員数		専任	0人	1	兼任		3人		非常勤	1人		ボランテ	ィア協力者	0人
/ . 嘅貝奴	(職員のうち社会教育	主事有資	格者	の数 1	人	職員のう	ち社	会教育士の数	0人)	合計	4)	
8 . 予算	V	市区町村予算	□ 委詩	托金	□ 自	治組織	等予算		寄附等 □ その	D他 ()
9. 公民館運営審議会	V	あり □ なし	,		その他	()
	v	子育て支援		V	家庭教	育支援	<u>z</u> Z	V	子どもの体験流	舌動		子ども	食堂	
10.公民館が実		若者のまちづく	り参画	1	健康づ	(1)		V	高齢者の学び	支援		障害者	当の学び3	5援
施している、もしく	V	ICTの活用		1	防災			7	地域学校協働	浙活動		בווב	ティ・スク	ール
は、関わっている取組・事業の分類		ボランティア養尿	戈	V	地域資源まちづくり	を活用し#	t		日本語を母語としな の学び支援	い住民		自主福	支間中学	
		その他 ()
	V	複合施設		J	図書館	3						生涯等	学習センタ	<u> </u>
11.施設の特 徴、魅力				V	その作	也 (西語	邹福	祉センター、市民語	果美笹支 /	斩、홝	親子ふれ	あい広場)
14/(/2/)		自由記述	(災	害時	まには避!	難所とし	て利用	され	ている。)
		幼稚園·保育戶	——— 沂	7	小中学	校		7	高校		1	大学		
12.各種事業等	V	企業		J	NPO			J	各種団体		1	行政權	幾関	
で連携・協働して	V	図書館		~	博物館	3			青少年教育施	頣		その他	ļ	
いる団体等 (団体名記述)			立図書館	、戸					学、NPO法人戸日 学習センター、(ど					

戸田市立美笹公民館

OPEN 8:30 ~ 21:30 T E L 048-421-3024

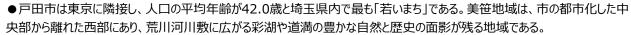
H P https://www.city.toda.saitama.jp/

SNS https://www.facebook.com/todacity/?local





1. 取組を進めた要因・背景、地域課題、住民ニーズなど



- ●美笹公民館は福祉センター内にあり、地域住民の活動や学びの場になっている。しかしながら、老朽化が進み、また、美笹公民館の認知度が低く、利用者も高齢者や特定の団体に固定化している。特に若年層の利用が少ない状況である。さらに、地域の学校や町会などとの連携や地域人材の活用場面が少ない点が課題である。
- 人生100年時代を迎え、自分らしく豊かに生きるための生涯学習の需要が高まるとともに、いつでもどこでもだれでも学べるオンライン学習や<mark>高齢者のデジタルリテラシーの向上</mark>、学びから活動へとつながるきっかけが求められている。

2. 取組内容(力を入れている活動、特徴的な活動、地域課題解決の活動、運営の工夫など)

●オンライン(オンデマンド)講座の開設

市内の公民館で初めて、「戸田の歴史講座」及び「断捨離講座」を会場受講と共に当日の講義動画を市公式YouTubeで配信した(ハイブリッド型講座)。オンデマンド受講は、会場受講者の約2倍の人数の申込みがあった。受講者は自分のスマホやパソコン、タブレット等でいつでも、どこでも、何度でも動画で繰り返し学習することができ、公民館への来館が難しい方でも、それぞれのライフスタイルに合わせて学ぶことができる機会を提供した。

●デジタルデバイドの解消

市民のICT活用を支援するため、NPO法人戸田市ITボランティアの会に委託し、毎月第 1土曜日にスマホやパソコン質問コーナーを開催している。また、講座案内のチラシ裏面を 活用し、オンライン講座の受講方法を見える化して周知した。

●学校・地域のつながりづくり

講座の企画にあたり、「戸田市生涯学習人材バンク」に登録している講師や高等学校の部活動に講師を依頼し、市民や生徒が学んだ成果を地域に還元する機会を提供した。

●情報発信の拡充(公民館だより・ホームページ・SNS)

公民館だよりをリニューアルして職員が取材した地域情報(美笹地域の学校や町会活動、地域行事等)を掲載するとともにホームページやSNSの情報発信を充実させ、地域への理解を深める機会を提供した。





3. 取組による成果や効果

- ●ハイブリッド型講座の実施により、これまでなじみがなかった若い世代をはじめ幅広い世代 や、近隣だけではなく市域全体の市民の利用があり、広く学びを提供した。
- ●スマホ・パソコン相談のチラシやポスターにより広報を強化したことにより、毎月の利用者の相談が増加し、高齢者のIT関係の困りごとに対応できた。
- ●公民館だよりの取材により学校や町会活動、地域行事等を訪問取材する中で地域とのつながりを育み、学校との信頼関係を構築し、学校連携講座や学校から美術部作品展の企画を提案いただいた。学校連携講座や展示については、生徒の地域での発表の機会になるとともに、生徒へ多くのメッセージが寄せられ、学校・地域の相互交流の成果があった。



美笹中学校美術部第1回展示会

4. 取組の検証・改善を行う仕組み・方法

- ●学校関係者や社会教育・家庭教育関係者、サークル団体代表者で構成する戸田市公民館運営審議会(年2回、12名)において、公民館の実施計画や実績報告、「公民館の今後のあり方」に基づいた具体的取組の検証をしている。
- ●市民が講師となり活躍する場を提供することにより、生涯学習の担い手づくりをしている。
- ●各講座終了時に参加者のアンケート実施や意見交換を行い、今後の講座や事業企画を検討している。

5. 公民館として大切にしていること、大切にしている考え

- ●美笹地域での学びあいを育み、地域でのつながりをつくるため、普段からの窓口や電話対応、公民館だよりの取材等での地域の方とのコミュニケーションを大事にして、利用者のニーズや地域の状況を把握するなど、地域との顔が見える関係づくりを大切にしている。
- ●「地域の人が主役になれる公民館」を目指し、地域人材の講師への起用や、来館者のニーズ に沿った学習情報の提供を意識している。



地域の高校と連携した「夏休み子どもチアダンス講座」

6. これから公民館をどのようにしていきたいか。次の仕掛けやビジョンなど。

地域の人々や企業、学校等が講師となり、地域の中で学びあいができるように学びをつないでいくともに、ICTの積極的な活用により、いつでも、どこでも、どなたでも学べる拠点となるよう、市民と学びや活動をコーディネートしてつなげていく公民館運営に取り組んでいきたい。



地域の人材を講師に起用した「天然酵母のパン作り講座」

戸田市教育委員会 教育行政視察研修 視察報告書

令和5年12月21日(木)から22日(金)まで

広島県福山市教育委員会

・福山市教育委員会の取組について

広島県福山市立常石ともに学園

・学校訪問

令和5年度戸田市教育委員会 教育行政視察研修

視察日時 令和5年12月21日(木)~22日(金)

視察参加者 教育長 戸ヶ﨑 勤

教育長職務代理者仙波憲一委員木村雅文委員長道修教育政策室主幹兼指導主事小村哲也

教育総務課副主幹 我妻 かおり

視察場所 福山市教育委員会(1日目)

広島県福山市東桜町3番5号

常石ともに学園(2日目)

広島県福山市沼隈町常石984-1

視察の目的 広島県福山市で取り組んでいる「子ども主体の学び」、「カリキュラム・マネジメント」、「不登校児童・生徒への支援」や「イエナプランスクール」等の先進的な取組や実践について学び、戸田市の教育改革に還元していくため。

視察内容

福山市 教育委員会

福山市教育委員会の取組について

- (1) 福山100NEN教育について
- (2) イエナプラン教育について

1 福山市の概要

福山市は広島県の東南端,瀬戸内海沿岸のほぼ中央部に位置する備後地域の中核都市で, 南北45.7km,東西29.5kmにわたり,面積は518.14kmである。

南方海上には,仙酔島,走島,宇治島,田島,横島等の島があり,気候は,温暖で雨量が 少なく,晴天の日が多い瀬戸内海式気候である。

古代には備後国分寺や備後国一宮である吉備津神社がおかれ,中世には芦田川河口近くに位置する港湾集落である草戸千軒や,その背後に明王院が成立し,古くから潮待ちの港として栄えた鞆の浦が,瀬戸内海の重要な交易拠点として発展した。

近世には,1619年(元和5年)に水野勝成が備後十万石の領主となり,西国鎮衛の拠点となる城郭を築き,地名を「福山」と名付けた。

明治以降,福山は備後地域の中心的役割を果たし,1916年(大正5年)に市制を施行し,福山市が誕生した。1945年(昭和20年)の空襲により市街地の8割を焼失したが, 戦後は臨海工業地帯として発展し,1998年(平成10年)には中核市へ移行した。今日では,人口約47万人を擁する,中国地方では四番目の都市となり,2016年(平成28年)7月には,市制施行100周年を迎えた。

2 福山市の教育の特徴

福山市では、福山城を活用し、子供たちの歴史文化の学習に資するよう「ふるさと学習」など地域の歴史学習の機会を捉え、学校教育のカリキュラムと連携した取組も行っている。

3 視察概要

三好雅章教育長、学校教育部長 亀山貴治様、管理部長 藤井紀子様など幹部の方々より、 先進的な教育を進める福山市の教育について、以下内容を中心にお話を伺い、意見交換をした。

- ・教育課程のあり方について
- ・働き方改革について
- ・コミュニティ・スクールのあり方について
- ・教育ダッシュボ・ドの構築の必要性について
- ・教職員の育成などについて
- ・イエナプラン教育の導入の背景やその効果について

4 考察

視察先である福山市役所を訪れると、13 階建ての立派な庁舎だった。さらに驚いたのは、 教育委員会事務局が最上階の 13 階のワンフロアにすべて集められていた。また、お話を伺った教育長室は、市内がよく見える、見晴らしの良い角部屋だった。事務局の立地等で、教育が向上するわけではないと思うが、市として教育に力を入れているのではないかと感じた。

福山市は、市の象徴ともいえる福山城を教育にも取り入れ、地域に根差した教育を行って おり、うらやましく思えた。

三好教育長と戸ヶ崎教育長は、長い付き合いであり、教育課程の在り方などについて、改めて考え方を確認しあった。また、学校の教育目標の実現のためのカリキュラム・マネジメントや、指導計画の作成には、家庭や地域連携が大切であることを話し合い、交流を深めた。 福山市は、多くの誇れる文化や歴史があり、無限の可能性を感じつつ、その後も、働き方改革や、教職員の育成、コニュニティー・スクールなどについて熱い議論を交わした。教育の目指す方向が同じであれば、地域や文化などが違えども、得たものは大きかった。

今回の視察で、今後もさらに協力していきたいと、両市で確認した。

5 移転可能性の高い福山市の取組について

福山市は、地域の人材や教育資源等を活用し、地域に根ざした教育を推進しており、学校 教育目標実現のためにはカリキュラム・マネジメントが必要不可欠であることを再認識し たところである。戸田市においても、地域や学校の実態等に応じて連携ー層深めていき、カ リキュラム・マネジメントの実現を図る。



福山市役所



教育長室

視察内容(学校訪問)

広島県福山市立常石ともに学園

- ・経営説明、研究説明等
- ・授業見学等
 - ・協議等

イエナプラン教育

<精神> ... 20の原則

- 1~5 めざす理想の人間像
- 6~10 理想の社会像
- 11~20 その実現に向けた学校像

人間について どの人も...

- 1 世界にたった一人しかいない。(かけがえのない価値)
- 2 自分らしく成長していく権利を持っている。
- 3 自分らしく成長するために,他者,自然や文化,様々なものとの関係を大切にしなくてはならない。
- 4 その人にしかない人格を持った人間として受け入れられ,尊重されなければならない。
- 5 文化の担い手,改革者として受け入れられ,尊重されなければならない。

社会について 私たちは...

- 6 それぞれの人がもっている,かけがえのない価値を尊重しあう社会をつくる。
- 7 それぞれの人のアイデンティティを伸ばす社会をつくる。
- 8 人と人との違いやそれぞれの人の成長や変化を受け入れる社会をつくる。
- 9 地球と世界を大事にし、よりよい社会をつくる。
- 10 自然や文化の恵みを、未来に生きる人たちのために、責任を持って使う社会をつくる。

学校について 学びの場は,では...

- 11 かかわっている全ての人にとって,独立かつ共同して作る組織。社会からの影響も受けると同時に,社会にも影響を与える。
- 12 働く大人たちは,1から10までの原則を子どもたちの学びの出発点として仕事をする。
- 13 教えられる教育内容は,実際の暮らしの世界,知識や感情を通して得た経験の世界,社会が持っている文化の恵みの中から引き出される。
- 14 教育活動は,教育学的によく考えられた道具や環境を用意して行う。

15 教育活動は,対話・遊び・仕事(学習)・催しの4つの基本的な活動を交互にリズミカルに行う。

16 子どもたちがお互いに学び合い・助け合いができるように,年齢や発達の違う子どもたちを組み合わせたグループをつくる。

17 一人でできる遊びや学習と、グループリーダーが指示・指導する学習を交互に行う。

18 学習の基本である,経験・発見・探究と,ワールドオリエンテーションが中心的な位置を占める。

19 子どもの行動や成績の評価は,成長の過程を見るという観点を大切にし,子ども自身と話し合いをする形で行う。

20 何かを変えたり,より良いものにしたりする活動を常に行うことが必要。そのためには,実際にやる,それについてよく考えることを,いつも交互に繰り返す態度が大切。

1 視察概要

校長 甲斐和子様をはじめ、教職員の皆様にお話を伺い、実際に教室での様子を見学させていただき、以下の内容について学んだ

- ・福山市立常石ともに学園は、日本初の公立学校のイエナプランスクールである。 「イエナプラン教育の取組は、目的ではなくコンセプトである」ことについて。
- ・異年齢集団での学級編成や4つの基本活動を軸にした教育活動について (対話、遊び、仕事「ブロックアワー」、催し)
- ・子供たちが異年齢集団で活動する様子について。
- ・子供主体の学びをについて
- ・教育課程編成について
- ・年間指導計画について。学力の基礎となる「言葉と数」の習得について
- ・教職員の研修について
- ・学習評価について
- ・学校運営協議会について

2 考察

授業参観も含め、イエナプラン教育について、学ばせていただいた。1年生から3年生のクラスと、4年生から6年生の異年齢の学級編成であり、学年を超えた共通の問題を協働的に学ぶ活動を行っていた。学びを通して、子供の自立、共生、自己表現を目指していた。

特に、学力の基礎となる「言葉と数」の習得を大切にしており、一人一人の学ぶ過程、理解するスピードを大切にし、つまづきを取り上げながら対話的・体験的に学ぶ場を組み合わせて取り組まれていることに感激した。 また、「イエナプラン教育の取組は、目的ではなくコンセプトです」とのことで、手段が目的化しないよう、子供たちの成長のために日々取り組まれている教職員の方々が印象的だった。

3 移転可能性の高い常石ともに学園の取組について

常石ともに学園は、イエナプラン教育を目的とするのではなく、子どもが自立的に学習したり、異年齢集団で学んだりするなど、「子ども主体の学び」実現のための手段として「イエナプラン教育」を推進している。戸田市においても目的を明確に定め、各校の子供たちの実態に合わせて、一人一人の子供の学ぶ過程や理解するスピード等を大切にし、つまづきを取り上げながら、「誰一人取り残されない教育」を推進していく。



常石ともに学園



授業参観

【参考】福山市、戸田市について(出典:各市ホームページ)

·面積、人口(令和5年11月1日現在)

	福山市	戸田市
面積 (km²)	517.72	18.17
人口(人)	458,674	142,237
人口密度(人/km²)	885.9	7,828.1
世帯数	215,637	69,210

·学校数、児童生徒数(令和5年5月1日現在)

		福山市	戸田市
学校粉	小学校	69 (+2)	12
学校数	中学校	30 (+2)	6
	児童(人)	23,883	8,047
児童生徒数	生徒(人)	11,339	3,725
	合計(人)	35,222	11,772

(+2)は義務教育学校

·教育費(令和5年度一般会計当初予算)

	福山市	戸田市
歳出合計 (千円)	184,160,000	59,060,000
うち教育費 (千円)	20,959,066	9,698,250
構成比(%)	11.4	16.4

・将来都市像、教育振興基本計画基本理念、大綱

	将来都市像	ひとが輝き 夢をはぐくむ 未来創造都市						
	14 本事中家	~ ばらのまち 福山 ~						
福	 教育振興基本計画基	次の100年へ,更にその先の未来に向かって						
市	教育派與基本計画基 本理念	「福山100NEN教育」の推進						
市	本 连必	私たちの毎日が,未来になる。						
	大綱	「第三次福山市教育振興基本計画」をもって						
		教育等に関する施策の大綱とします。						
	将来都市像	『このまちで良かった』						
	14 本事 市 家	みんな輝く未来共創のまちとだ						
戸田	教育振興基本計画基	生き生きと 共に育む 教育のまち 戸田						
田市	本理念	~とだっ子 やり抜く力で 未来に夢を~						
	大綱	戸田市教育大綱 基本方針						
		共に「つくり まもり つなぐ」教育のまち 戸田						